

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算及び基本構想特別委員会会議録（ 5 ）（ 20. 3 定 ）			
日 時	平成 2 0 年 9 月 2 5 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤（陽）委員長、斎藤（博）副委員長、秋元・鈴木・大橋・ 山田・佐藤・新谷・北野 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、 小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋委員が秋元委員に、濱本委員が鈴木委員に、古沢委員が北野委員に、成田晃司委員が山田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

-----  
斎藤（博）委員

職員再任用制度について

最初に、再任用制度について、何点かお尋ねしたいと思います。

今年度から、再任用制度の凍結が解除されて、改めて運用されているというふうに聞いております。改めてこの再任用制度の目的についてお答えください。

（総務）職員課長

再任用制度の目的ということでございますけれども、これにつきましては、平成18年6月に、民間の場合ですと、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正されておまして、この中で定年の引上げですとか、あるいは継続雇用制度の導入、それから定年制度の廃止、この三つのいずれかが義務づけられました。ただ、この法律は、民間の場合ですので、公務員には適用されないということになります。それで、その代替措置として再任用制度がございます。

この再任用制度につきましては、小樽市の場合で言いますと、14年度に一度行いまして、それ以後、凍結してまいりましたが、この20年4月からは凍結解除をし、運用してきております。以前は公務員優遇というような批判もございましたが、現在は、年金の満額に対して6割程度の部分年金が支給されているということから、その補完措置を目的として支給しているという状況でございます。

斎藤（博）委員

目的ということなのかもしれませんが、人事院なども含めて、この再任用制度の導入に当たっては、その目的といいますか、職員の老後の問題もありますけれども、前歴なり経験なり資格という部分の活用ということも、うたわれていたというふうに記憶しているのですけれども、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

（総務）職員課長

当然のことながら、その職員の経験ですとか実績、そういったものは、これはもう再任用職員に限らず、フルタイムの職員の場合であっても考える選択肢の一つではあると思っております。ただ、必ずしもそれがすべてではなくて、また再任用職員は短時間勤務職員ということですが、正規職員であることには変わりございませんので、そういったことでは通常のフルタイムの職員と同じ考え方をしていかなければいけないというふうに思っております。したがって、実績・経験等を踏まえてというようなことも選択肢の一つではありますけれども、例えば同じ職場になるとモチベーションが下がるといったような方もいらっしゃるし、本人のそういったようないろいろなことを勘案して、その中の一つの選択肢としては実績・経験も踏まえてということになるかと思っております。

齋藤（博）委員

改めて、今年の 3 月 31 日付けで退職された方、再任用の場合は定年退職とかいろいろあると思うのですが、そういったあたりを含めて、今年の退職された方、それからその中で再任用を希望された方、それで実際に再任用で採用された方、それから採用されなかった方、その数についてお知らせください。

（総務）職員課長

今年の 3 月で定年退職された方が 58 人おりますけれども、この 58 人中 33 人の方が再任用を希望いたしました。それから、既に退職されていた方で、20 人が再任用を希望いたしました。選考委員会を開いて選考しているのですが、その結果としては、定年退職者は 33 人全員、それから既に退職されている方につきましては 1 人を除く 19 人、合計で言いますと 52 人が再任用されております。

齋藤（博）委員

今、53 人の再任用希望者に対して、結果としては 52 人を採用して、1 人を不採用にしたという結果だったというふうに報告されているわけです。少しさかのぼりますけれども、退職者 58 人のうち 33 人の方が希望されているということなのですが、この再任用に向けての意向調査というのは、どういうやり方で、いつ行われているのか、お知らせください。

（総務）職員課長

この再任用の決定につきましては、今回、凍結解除をしたというのが今年の 4 月 1 日ですから、昨年の第 4 回定例会で条例改正されまして、その結果ということでしたので、平成 20 年度の採用者につきましては年明けということで、通常は大体秋口に行う意向調査が年明けにずれ込んでいます。基本的には、案内文を送っておりますので、その案内文に基づいて希望者が所定の用紙を出すというのが第一段階です。それに基づいて、所属長が面接をいたしまして、再任用に適しているかどうか、それから例えば体が健康で仕事に耐え得るかどうか、こういったことを面談いたしまして、それを職員課に出してもらいまして、最終的には、先ほども話しました選考委員会にかけまして、判断しているということでございます。

齋藤（博）委員

職場のほうで面接をやって、最終的には選考委員会で決定しているというような話ですが、この選考委員会というのですが、どういうメンバーで構成されているのかということと、それからこの再任用に当たっての採用・不採用を決定する基準というのはどういうところにあるのか、お知らせください。

（総務）職員課長

まず、選考委員会のメンバーですが、これにつきましては、市長の補助機関ということで、小樽市再任用職員選考委員会というのが規則で定められております。その中で、再任用選考委員会のメンバーを規定しておりますけれども、委員につきましては、副市長、それから総務部長及び市長が必要と認める都度任命する市職員若干名ということになってございます。

また、選考の基準でございますけれども、これにつきましては、やはり第一義的には仕事にたえ得るかどうか、要するに、例えば重い病気を持っていてなかなか勤務できないというような職員につきましては、やはり雇っても仕事にならないということもございまして、そういった体調管理といいますか、病気がちかどうかというようなところを主に重点的に見ております。

齋藤（博）委員

これからの再任用というのは、年金との関連で言うと、65 歳まで延びていくというか、5 年間ぐらいを想定されているわけなのですが、再任用で採用された方の職場についてなのですが、これは一度で 5 年間というか、要するに異動とか、採用された以降のその職場の異動ということについてどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

（総務）職員課長

先ほども話しましたとおり、再任用職員につきましては、短時間勤務職員ではありませんけれども、正規職員には変わりございませんので、そういった意味では、これから最長で 5 年間というような勤務の長さになることも考えられます。そしてまた職場に合う合わないというようなことも出てきたり、いろいろなケースがあると思いますので、やはりこれは正規職員と差別することなく、異動はあるものというふうを考えております。

斎藤（博）委員

今年度、52 人が再任用で採用されておりますけれども、それでもう 5 か月ぐらいたっているわけなのでけれども、この中で、いわゆる中途退職というのですか、再任用で 4 月 1 日に採用されて、もう退職されている方も出てきているという話も聞いているのですけれども、その辺についてどのようにお考えですか。

（総務）職員課長

これまでの再任用の中途退職ということですが、実際に 3 人いらっしゃいます。そのうち 2 人はオタモイ共同調理場で、この 8 月からは民間委託になりまして、ここに勤務されていた方 2 人につきましては、職場が変わるのであれば再任用としては希望しないというお話でしたので、それで退職されております。また、もう 1 人につきましては、体調がすぐれなくて、任期を全うするには気力・体力が不安であるというようなことを申されて、その結果、退職ということになってございます。

斎藤（博）委員

ちょっと質問を変えたいというふうに思います。消防の職場について、同じような角度で何点かお聞きしたいというふうに思います。

先ほどは職員課から、退職者数とか再任用した人数をお聞きしたのですけれども、改めてその内数で結構ですので、消防の職場に限定した今年度の退職者、再任用を希望した方、それからその再任用で採用になった方の人数をお知らせ願います。

（消防）総務課長

消防本部における平成 19 年度のいわゆる定年退職者数は 7 人でした。それで、そのうち 5 人の方が再任用を希望し、内定したのですけれども、1 人が辞退し、結果として再任用は 4 人というふうになっております。

斎藤（博）委員

この再任用されている 4 人の方が、現在、消防のどこの職場に配置されているかをお知らせください。

（消防）総務課長

業務といたしましては、市長部局とも協議をしながら対応したところなのですが、今年度につきましては、住宅用火災警報器設置促進のために消防署消防課に 3 人のほか、市民消防防災研修センターに 1 人を配置しております。

斎藤（博）委員

その際、この消防職員の場合、階級なり、そういったものを持っているわけですが、再任用職員について、この職員の身分、階級、それからその勤務形態等について、どのように整理されているか、お聞かせください。

（消防）総務課長

今年の 4 月 1 日、再任用制度の再開に伴いまして、消防本部といたしまして、再任用消防職員の取扱いというものを定めております。その中で、身分については消防吏員、一般職での任用で、階級については消防士長以下とする。それと、勤務時間につきましては、日勤が 7 時間、9 時 15 分から 17 時、休憩時間 45 分、また隔日勤務が 14 時間、10 時から翌朝の 8 時 50 分までで、仮眠や休憩等を入れて 8 時間 50 分ほどありますが、そういったものになっております。それと、給与につきましては、市長部局と同様、部分年金支給の補完を主眼としておりますので月額 12 万 6,500 円、そのほか通勤、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、それぞれ各手当の支給はしております。また、期末、勤勉、

扶養、住居、寒冷地、退職、そういった手当は支給いたしません。それと、休暇については、年次有給休暇は年間 18 日、服喪休暇、病気休暇、それと健康増進休暇及び週休については正職員に準ずる。それと、補償の関係につきましても、公務災害の適用となる。それと、社会保険につきましても、政府管掌の健康保険への加入、厚生年金、雇用保険の加入。そのほか、制服、活動服を貸与、その他の必要物品については、退職前と同様に給与又は貸与する。それと、消防の福利厚生会の会員とする。そういった取扱いを定めております。

斎藤（博）委員

今の御答弁の中で、勤務形態のことについて、日勤のほかに、いわゆる消防で言う 1 当務勤務というようなことも御答弁されていたわけなのですが、要は消防の職場においては、再任用職員を今後の展開の中では、いわゆる 1 当務勤務をし、そして火災現場での消防戦闘に参加する、そういう職員として位置づけているということによろしいでしょうか。

（消防）総務課長

基本的には、そのように考えております。

斎藤（博）委員

その場合、再任用職員の持っている勤務時間の部分で、先ほど消防本部総務課長のほうからも御答弁があったのですが、消防職員の 1 当務の勤務形態と、再任用職員の持っている勤務時間の短さの部分で、勤務形態に穴があくというふうに思われるのですけれども、そのところはどういうふうに考えているのでしょうか。

（消防）総務課長

勤務時間表につきましては、日勤者及び隔日勤務者ということで、それぞれ勤務時間については、市長部局と同様、10 分の 9 を目途に調整を行っているところでございます。

斎藤（博）委員

その人の勤務時間自体が長くなっているというふうには理解していないのですけれども、いわゆるその消防の職場の特徴からすると、朝に出勤して翌日の朝まで勤務というか、消防署にいるわけですから、その中で無賃金の拘束時間といいますか、そういったところが長くなっていくのではないのかというふうに心配されるものですから、そのところはどういう扱いになっていますか。

（消防）総務課長

先ほどの取扱いの中で、時間外勤務手当等の支給ができるという形にしておりますので、その辺の時間的な調整というか、延びるような場合は、そういった形で対応できるというふうには考えております。

斎藤（博）委員

これからもいろいろ教えていただきたいと思うのですけれども、要はそういう消防職員の 1 日の勤務の割り振りの中で、再任用職員が持っている勤務時間で言うと、足りなくなっているのではないかというような部分で心配なのでいろいろ聞かせていただいています。結果として、職場で消防職員がいなくなりましたということにならないので、結局、そこが職員にどういう形でかぶさってきているのかというふうに思いました。ただ、それは全部時間外勤務で対応していくというようなことですので、それはそういうことでもう一度調べさせていただきたいというふうに思います。

消防職員の採用について

もう少し聞きたいのですけれども、今年の 8 月の早い段階に、小樽市職員の採用についてという内容で、ホームページに消防職員の採用がありませんというようなことが出されました。ほかの職種についても触れているわけなのですが、消防の場合、なかなか人事異動でカバーするということが難しいというふうに思うわけなのですが、この早い時期に採用をしないということを決めた経過といいますか、何人退職する予定で、それに対してどういうやり方をするによって不採用が決められたのか。そのときに、例えば定年退職する方と、先ほどか

ら聞いているこの再任用で職員がどれくらい残るのかというあたりが、どういうふうに織り込まれてその不採用というのが決定されたのか、教えていただきたいと思います。

（消防）総務課長

消防職員につきましては、一定程度採用を行ってきたところなのですが、本市を取り巻く極めて厳しい財政状況を勘案し、また業務の見直しを行って、本部の管理部門等で欠員については吸収する。また、今年度から再開されました再任用制度の活用を図りながら現行の体制を維持するというので、今回、採用については見送りにしたところです。平成20年度の定年退職者については、6人です。それが、現在、再任用の意向調査等をやって、10月初旬までにそういった動向がわかりますので、本部の管理部門で人員を吸収し、現場部門にはその再任用職員等で対応して、現場部門には欠員を生じさせないような方法を考えたいというふうには考えております。

斎藤（博）委員

消防職場の場合は、極めて限られた人数で職場構成されているということもありますので、この再任用の職員の使い方といいますか、仕事の部分については十分に検討してもらいたいというふうに思います。

特に、これは御答弁は要りませんが、再任用された消防職員が消防戦闘に参加することになるのですが、1当務勤務をすることになるのですというふうになると、ほぼ、その10分の9とかというのは別にすると、消防職員として第一線に立つというお話をされているわけですから、その場合、私の認識では、消防職員の給料を決めるときには、そういった勤務形態とか、消防戦闘に出ていく、それが通常業務ということも含めて初任給等が決められているような経過もあると思いますので、やはりこの消防職員が再任用職員の消防戦闘への動員のときには、そういったことについても十分に検討していただきたいと思います。

病院の医事システム更新について

質問を変えたいというふうに思います。

病院の医事システムの更新に伴う補正予算について、何点かお尋ねしたいというふうに思います。

最初に、繰り返しになるかもしれませんが、今回計上されている補正予算の内訳についてお知らせください。

（二病）事務局次長

医事システムほかの内訳になりますが、サーバですとかパソコンなどのハードの部門に係る経費が約3割となります。また、システム本体のソフトに係る経費が約3割、それからさらに本市の両病院に合わせたデータ移行を含めたシステム構築費用などといった費用が約4割となっております。

斎藤（博）委員

今回の予算及び基本構想特別委員会の中で、ほかの委員からもいろいろな角度で、今回病院が目指していることについて質問されていたわけなのですが、ちょっと重なる部分もありますけれども、改めて今回のシステム更新を含めた医事システムの更新で目指しているもの、それからその基本オーダリングシステムで目指しているもの、それから最終的には電子カルテを目指し、フルオーダリングシステムを目指すというようなことをこの間話していただいていますけれども、この部分のもう少し具体的な病院として目指している中身についてお知らせ願います。

（二病）事務局次長

今、委員からお話がありましたとおり、今年度は今回補正予算で計上している既存の医事システム及びその周辺のシステムの更新ということになります。次に目指しますが、第2期としまして、薬の処方ですとか、それから放射線などの基本オーダリングシステムの導入を考えてございます。そして、第3期としましては、そのほかの看護支援ですとか、いろいろな部門のシステムがあります。こういったものをすべて入れるというフルオーダリングシステム、それとさらに電子カルテの導入を考えてございます。

齋藤（博）委員

時期的なことでも少し整理しておきたいのですけれども、医事システムというのは、いつまでに完成するのか、それから基本オーダリングシステムについては、いつから着手して、いつぐらいをめどに終えようとしているのか。最終的には、フルオーダリングシステムなり電子カルテの導入というのが、作業としていつ始まって、いつ終わる予定でスケジュールを考えられているのかをお知らせください。

（二病）事務局次長

まず、医事システムですが、今年度中に更新を終えようということで考えてございます。それから、第 2 期の基本オーダリングシステムですけれども、できましたら、今、私どもが予定しておりますのは、平成 21 年度中に導入したいというふうに考えてございます。最終的なそのフルオーダリングシステムと電子カルテシステムですけれども、これはまた状況を見ながら 22 年度以降、できるだけ早い時期に入れたいというふうに考えてございます。

齋藤（博）委員

最近、その病院の経営の問題なんかで、データでいろいろ教えていただきたいというようなことで、照会もあるでしょうし、報告もたくさんつくられているわけです。今回、当面、その医事システムを更新した場合、今まで以上に病院の経理の状態、収支の状態というのが、両病院ごとに集計していくという作業がもっと早まるというか、例えば毎月出してもらえとか、その辺のその資料のつくり方とかの時間的な部分というものはずいぶん改善されるものなのですか。

（二病）事務局次長

収入のほうに関しましては、今回、医事システムを更新することによって、従来よりいろいろな形で統計はとれるようになります。ただ、今、委員から御質問がありましたように、収支や支出のほうの原価はどうかということになりますと、医事システムを更新しただけではそれは出ません。それで、先ほど第 2 期で基本オーダリングシステムということをお話しましたが、今、できましたら、この基本オーダリングシステムにさらに物流管理システムと、物の流れ、診療材料とかいろいろとありますので、そういったもの、それから経営支援システムということで、いろいろな原価計算といったことをサポートできるシステムがあるのですけれども、そういったものの導入を図って、来年度中には、そういったシステムが完了しますと、よく議会でも聞かれますけれども、診療科別の収支などが統計として出せるようになるというふうに考えてございます。

齋藤（博）委員

今回、何年ぶりだと一生懸命おっしゃっているように、ハードからソフトまで全部を切り替えようとしている時期なわけですから、今まではできなかったといろいろ説明されていた、例えば私どもが何回かお願いしている診療科別の収支とか、それからもっと言うと、医師ごとの 1 か月の収入などといったものについてやはりリアルに出してもらいたいというようなことをお願いしているわけなのですけれども、その部分については、先ほどの説明で言うと、どこの段階で今言っているような科別、医師別のその収支なりが出されるようなシステムが完成することになるのでしょうか。

（二病）事務局次長

ただいま申し上げましたとおり、物流システム、それから経営支援システム等を組み合わせますと、今、委員がおっしゃったそういった資料を出せると思いますので、今、私どもで考えている段階では、来年度、第 2 期のときに入れたいというふうには考えてございます。

齋藤（博）委員

それで、来年度といえますから、平成 22 年 3 月 31 日までは基本オーダリングシステムが入って、今おっしゃっているその物流システムというのも全部組み込まれて行って、今言っているような科別の医師ごとの集計が出されてくるということで、理解しておきたいというふうに思います。

三つ目の目標であるそのフルオーダリングシステムなり電子カルテの導入が、22年の4月から進めるように先ほど御答弁があったと思うのですが、この終わりというか、いつをめどに完成させようとしているのかというのをもう少しお答えください。

（二病）事務局次長

平成22年4月から入れるというわけではなくて、22年4月以降に状況を見ながら入れたいというふうに考えてございます。

斎藤（博）委員

なぜこだわるかということ、こういう医事システムにしても、オーダリングシステムにしても、当然電子媒体による請求とか、さらには電子カルテの流れというのは、やらないというなら別ですけども、やる方向でいる以上は、やはりできるだけ早くやっていったほうがいいと私は思うのです。

今回、1億円を超えるお金をかけて、三つの課題のうち、一つに今着手しようとしているわけですから、当然、1億円ではおさまらない、3倍も4倍もかかるかもしれませんが、やはり電子カルテの導入も含めた全体設計をした上で、その第1次としてその医事システムの導入とかを図っていくというのが時代に合っているというよりも、この病院を取り巻くいろいろな議論をするときに、データ処理を含めて求められているのではないかというふうに思うのです。そういう意味で、やはりこれは平成22年度以降にやりたいではなくて、3年、4年、5年の単位で、小樽市の公立病院というのは、新築・統合の議論とは別に今診療を行っている病院があるわけですから、そのシステムをせっかくハードから変えようとする時期には、やはりそういった見通しに立った設計をして、それから第1次と第2次と第3次と積み上げていくべきではないかというふうに思うわけなのですけれども、それについてはいかがですか。

（樽病）事務局長

システムの関係なのですけれども、まず医事システムは今までも説明してきて、もう待たなして、端的に言えばもう使えないということ、今までも毎年度、保守とリースで数千万円という経費をかけているのです。経費的に見ても、医事システムであれば変えたほうが、要は得なのです。そういう意味で、これは待たなしてやります。

実はやはり基本オーダリングシステムをやった後は、あとの電子カルテとフルオーダリングシステムというのは本当は翌年でもやりたいという気持ちであります。ただ、それは予算措置を伴うものですから、当然来年度以降に、また審議もお願いしながら進めていきたいと考えております。

もう一つは、やはり医師サイドからすると、電子カルテは入れてないところはまだありますけれども、オーダリングというのはもうほとんど入っている、市立病院で入っていない病院が珍しいぐらいの状態になっていて、医師の業務が全然違うのです。オーダリングシステムが入っているところからうちに来たら、「こういうデータも出ないの、こんなの伝票を書かなければならないの」と、もう全然医師の業務が違います。議会でも、医師が働きやすい環境をというお話もありましたけれども、そういう面からも、病院としては、委員がおっしゃったように、毎年動いているわけですから、何とか二、三年の中で構築していきたいとは考えてございます。

斎藤（博）委員

私は、大きな病院のことはよくわからないのですが、今回、医事システムの業者を、メーカーも含めて選定しようとしているというふうに聞いています。そのときに、やはり今後、例えば基本オーダリングシステムも導入しようとしています、考えていますと。それから、例えば電子カルテまで考えているのであれば、今回、医事システムを決めたときのメーカーなり業者というのは、最終的にはこの基本オーダリングシステムなりフルオーダリングシステムなり電子カルテまでをお願いしていくことになるだろうというふうに思うのです。それぞればらばらの業者に頼むなどということは考えられないわけです。そういうふうに考えていったときに、いわゆる役所的な予算の問題もあるのかもしれませんが、やはり全体のその契約なり設計なり、そういったものを見せて、それ

を議論した上で、今回はこれくらいなのだというふう交渉したほうが、まあ少し言い方は悪いですが、いわゆる単品で一回ずつ新規の議論で契約の話をしていくよりは物が安くつくというのは交渉事としては当然です。全体の設計なりシステムについて、メーカーのほうにも業者のほうも、一定程度見通しが立つのであれば、当然、今、具体的に議論している医事システムについても、やはりそれなりの幅で価格が違ってくるのではないかというふう思うわけなのです。そういった意味では、やはり今回、この財政状況の中で 1 億円以上のお金をかけてそのシステム更新をしていく、さらには、次々と、第 2 次、第 3 次ぐらいまで展望しているし、必要性は理解しているのであれば、やはりそういった全体をもう一度きちんと決めた上でこういう契約に臨むべきと私は思います。その辺について、どういうふう考えていますか。

（二病）事務局次長

まさしく、今、委員がおっしゃったとおりで、私も考えてございます。ですから、先日も少し話させていたいただいたのですが、電子カルテシステムというのが大もとであります。その一部にオーダリングシステムというのがあって、さらにその中で各部門のシステムの一つとして医事システムがあるのですが、この医事システムというのが病院の中では物すごく大きなウエートを占めます。今、委員がおっしゃったように、もし今医事システムを更新するからといって、その後のオーダリングシステムとか電子カルテを考えないでやりますと、医事システムだけで見たその費用がありますね、A 社なら A 社、そこに決まったら、委員がおっしゃったとおり、オーダリングも電子カルテもその A 社になってしまいます。今おっしゃったように、1 か所で決まると、そして、あとのオーダリング、電子カルテのときは幾らになるかわからないということであれば、そのときにはやはり高いものになってしまいます。やはりそういうことも想定しまして、今回更新するのは医事システムを中心としたものではあるのですが、オーダリングシステム、電子カルテも含めてトータルで、ベンダーと言っています販売業者各社に、内容的にも、それから料金のほうも、いろいろいい内容のもので競っていただきます。ですから、今、業者選定に当たって、医事システムを中心としたものは幾らで入れられるのか、それからオーダリング、次のこういふときになったら幾らで入れられるのか、最終的な電子カルテになったら幾らで、どれだけのものを幾らで入れてもらえるのかということで、内容と価格を競ってもらって業者選定に当たりたいと思っています。

斎藤（博）委員

その業者選定はいわばパッケージ方式で協議したいというようなことだというふうに御答弁をいただきました。最後ですが、この業者選定の時期なり決定というのは、いつぐらいになっていくのかというのをお知らせください。

（二病）事務局次長

10月に業者決定をしたいというふうに考えてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
大橋委員

公立病院改革ガイドラインについて

まず、総務省の公立病院改革ガイドラインについてお尋ねします。

同ガイドラインの13ページに、「公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表」とあり、その後の2番に「積極的な情報開示」という部分があります。その部分を読んでください。

（樽病）事務局次長

1、地方公共団体における点検・評価・公表。

関係地方公共団体は、当ガイドラインを踏まえ策定した改革プランを住民に対して速やかに公表するとともに、

その実施状況をおおむね年 1 回以上点検・評価を行うこととし、評価の過程においては例えば有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を確保する必要がある。この場合、この委員会等においては、単に財務内容の改善に係る数値目標の達成状況のみならず、例えば、当該病院の医師、看護師等の参加を求めて、公立病院として期待される医療機能の発揮の状況等についても併せて評価、検証することが望ましい。

2、積極的な情報開示。関係地方公共団体は、前項の点検・評価・公表に際し、立地条件や病床規模が類似した他の公立病院や地域の民間病院等における状況等を併せて明らかにするなど、当該公立病院の現状について住民が理解・評価しやすいよう、積極的な情報開示に努めるものとする。また、前項の有識者等による委員会等の審議状況などについても報道機関に積極的に公開するなど、住民の関心をできる限り高める工夫を凝らすことが必要である。

大橋委員

2 番の積極的な情報開示に関しての部分で、市立病院再編・ネットワーク化協議会の審議の様子が市のホームページで公表されています。私も読みました。ただ、委員の発言を要約したものであって、各委員の発言はどういうふうな内容であったのか、それからその発言に至る会議の流れ等をそれでは知ることができませんでした。そんな部分で、議事録の閲覧、又は録音テープを聞く、そういうようなことができないと、再編・ネットワーク化協議会の中での話し合いというのを理解することができないという市民の声がありますが、そういうことに対してどうお考えですか。

（樽病）事務局長

再編・ネットワーク化協議会の公開については、会議の冒頭、各委員の御意見も聞きまして、どういう形でやるかというのを決めております。

公的病院等の院長もいらして、いろいろな話をする中で、やはり経営内容にかかわる話というのは結構出てくるを得ないのです。協議期間全体を通して、そういうものがいろいろ出てくるという中で、全体を例えば傍聴者を入れるとか、先ほど委員がおっしゃったようにテープで公開するとか、そういうことは想定していない、そういうことはしないということで、ただ、概要といたしますが、出た御意見は差し支えない範囲では出していいのではないかとということで、その協議会が終了した時点でまとめたものを各委員の方々にお見せして、いいですという部分で公開しているということでございます。

大橋委員

それと、市立病院改革プランの素案の発表が今度の市立病院調査特別委員会あたりで行われると思いますけれども、成田祐樹議員からのそれに関する代表質問の中で、パブリックコメントをしますと、しかし市民へのそれに関する説明は、特に説明会とかそういうことはしませんということが言われました。先ほどの、結局、再編・ネットワーク化協議会の内容の発表の仕方、それから今度の改革プランの素案発表の後のパブリックコメントに関して、議会で説明することはあるわけですが、それが市民に対して直接説明する機会というのは設けない。その部分は、公立病院改革ガイドラインのいう積極的な情報開示という部分からすると、私は、ずれがあるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

（樽病）事務局長

再編・ネットワーク化協議会については、先ほど申し上げたとおりです。

市立病院改革プランにつきましては、本会議で成田祐樹議員の質問、再質問、再々質問に、市長のほうでも答弁いたしておりますけれども、基本的に議案を伴うものはもちろんですけれども、市の重要な案件というのは、その時点その時点で市民を代表されております議会へ報告して御審議をいただく、これが基本と考えておりますので、これはきちんとやっていきたいというふうに考えてございます。

今回の改革プランにつきましては、市の政策に関する基本計画とありますが、そういう位置づけになるだろうということを考えて、市民の皆さんに周知する方法としてパブリックコメントをとっていききたい、そこで御意見もいただいききたいということを考えておりますので、今回の改革プランについては、説明会を開いて、そこで説明するようなものではないというふうに判断をさせていただきます。

大橋委員

今日は、総括質疑、ラストですから、これについては、また市立病院調査特別委員会の中で続きを質問したいと思えます。

駅前再開発事業の問題について

次に、駅前再開発ビルの問題についてお尋ねします。

この問題は、いわゆるアーバンコーポレーションの倒産というか、それをもって表面化してきた問題であります。これは北海道アーバンコーポレーションというのは結局アーバンコーポレーションの子会社で、まだ北海道アーバンコーポレーションは倒産とかしていないという説明もいただいております。しかし、結局、親会社がそういうふうな実態になったときの子会社の運命というのは、これはもう全く不明の問題になるわけです。そういうような部分で、まず一つには、現在のビルの建築の進ちょく状況について、それがどの程度のところまで完成しているというふうにお考えですか。

（建設）まちづくり推進室主幹

駅前再開発事業の進ちょく状況についてでございますが、工事は住宅棟とホテル棟に分かれて計画されておりますが、住宅棟につきましては、17階建ての建物でございますが、12階の床までのコンクリート工事が終わっている状況であります。また、ホテル棟につきましては、10階建てとなっておりますが、最上階、10階のコンクリート工事が今終わっております。今月中に最後の塔屋のコンクリートを打って、く体のコンクリート工事を完了する予定と聞いております。また、内装工事につきましては、おのおの棟の下の階から順次進めていると聞いております。全体の出来高といたしましては約38パーセントということで、工事は順調に進んでいるというふうに聞いております。

大橋委員

いわゆる東横インからドリーミンに変わったときに、東横インよりももっと高級感のあるホテルに変わったということで、私は大変歓迎していたのですが、ただ今回、ドリーミンがそのまま経営するのなら、ホテルの仕様とかそういうことに問題はないですけれども、ドリーミンの設計とありますが、考え方の下に設計されているホテルが、今度別のところが入るとかそういうことになると、また厄介な問題もあるだろうと、そんな心配もしています。

これの完成については、いわゆる完成後のことの心配は要らないという話もありましたけれども、その心配が要らないという部分も含めて、現在の見通しについてお答えいただきたいと思えます。

（建設）まちづくり推進室主幹

今後の再開発についての見通しということでございますが、いろいろお話がありましたけれども、一つには、北海道アーバンコーポレーションの社長のほうからは、アーバンコーポレーションが民事再生手続を行った影響というのは少なからずあるだろうというふうには聞いておりますが、北海道アーバンコーポレーションは、アーバンコーポレーション本体とは独立した事業を行っているということと、北海道アーバンコーポレーション自体の資金繰りについても当面は問題ないということから、今手がけている事業はこれまでどおり継続して行っていくというふうに聞いておりますので、工事は今後も順調に進んでいくだろうというふうに思っています。

そのほかにもう一点、事業を順調に進めるために特定業務代行制度というのがありまして、この制度は、再開発事業の工事を請け負う条件として、工事を請け負ったところが最終的にこういった保留床を取得する最終処分責任

を負うというものでございますけれども、今回の駅前の再開発事業につきましても、この制度を採用しております。再開発組合と大成建設との間で特定業務代行契約を結んでおります。このことから、このホテルに関して、特定業務代行者である大成建設が、何かあった場合にこの最終処分責任を負うということになっておりますので、今後も不測の事態というのは基本的にはあまり想定していませんけれども、そういった特定業務代行制度を利用してやっておりますので、工事は順調に進んでいこうというふうに思っております。

大橋委員

工事自体は、つくっていくという部分は順調に進んでいくのだらうと思います。ただ、その後の運営とかそういうことについては、まだまだ不確定要素が今後出てくるように思っています。それは、また変化があったときに質問をいたします。

O B C の問題について

次に、O B C の問題についてお聞きします。

このO B C の問題は、支援に北武グループが入るということを知りまして、そのときにグループの長の小西氏というのは札幌経済界の怪物でありますし、大きなグループですから、これで安心だというイメージを持っておりました。

しかし、マスコミによりますと、今回、北武グループは支援を中止したということの報道が先行いたしました。これは市として、それに対してどういう見解を持っているとかそういうことはまだお伺いしたことがありませんので、この問題がどんなことでそういうことに至っているのか、そして現在どういう状況であるのか、それからあわせて今後の見通しについて、まとめてお聞きします。

（産業港湾）商業労政課長

O B C の現状を含めて、今後の見通しということですが、まず昨年8月10日には、北海道イオンに対しまして194億円の債務の圧縮を求めまして、札幌地裁に特定調停の申立てをいたしました。その後、今年の4月1日に、中間合意ということで、債務を29億1,000万円まで圧縮していくと、そしてまた北海道イオンとの賃貸借契約も短縮する、大きくはそういった2本の柱で合意したところでございます。

O B C といたしましては、新たな資金の提供者として、一つには、今、委員から出ました北武グループ、そしてまた北海道銀行から支援を受けて、この29億1,000万円を調達いたしまして、7月中に北海道イオンに対して支払をして、そういう別除権協定を結ぶという流れで進んでおりました。けれども、この間、O B C としましても再建計画の柱でもあります旧ビブレの3階、4階の空き床に、有力テナントの誘致に向けてかなり交渉してきたところだったのですが、残念ながら合意に至らなかったということで、再建計画の柱でありますそういったテナントリーシングがちょっと難しい状況になっていることから、北武グループとしまして、今回のようなスポンサーからの撤退という事態になったと伺っております。そして、7月に向けて、中間合意の段階で7月に別除権協定の確定ということが一つは目標としてあったわけですが、今のような状況からそれが難しくなって、11月末までの延期ということになっております。ただ、先般、9月18日に特定調停が行われまして、今回の北武グループのスポンサーからの撤退を受けて、この11月の合意もちょっと難しい状況になっているということで、先般の特定調停の中で、O B C 側から北海道イオンに対して、さらなる再延期を申し出たというふうにO B C 側の弁護士から聞いております。

今後の見込みですが、まず一つには、やはりその北武グループにかわる新たなスポンサーとの交渉、そしてまた北海道銀行とのその融資についてはいまだ崩れたとは聞いておりませんので、あくまでもその29億1,000万円を合意している内容を基に、新たなスポンサーを探すことによって何とか最終的な合意に達するよう取り組んでいると聞いております。

大橋委員

あれだけ苦労して探したスポンサーがいなくなったということに対してのイメージの悪化というのは、大変なことだろうというふうに思っています。今は、まず市のほうがつかんでいる情報についてお聞きしましたので、ほかにもいろいろと案件、問題を抱えている O B C ですけれども、また逐次議会のほうにも報告をいただきたいと思いません。

学校支援地域本部事業について

次に、教育問題についてお尋ねいたします。

文部科学省が学校支援地域本部事業を実施することとしました。それで、全国1,800か所で実施して、予算が50億4,000万円というような形でついているわけですけれども、北海道内での応募状況についてはどういうふうになっているのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

北海道内の応募状況でございますが、8月25日現在で、152の自治体が応募済みあるいは応募予定でございます。検討中につきましては28となっております。

大橋委員

全国1,800か所で実施する中で、152の自治体が既に応募しているか予定しているということは、私は、北海道としては多いというふうにちょっと驚くのですが、この学校支援地域本部事業の流れというのは、学校評議員制度とか、いろいろなことからだんだん流れてきたと思っておりますが、小樽市でも学校評議員、それから登下校の見守りボランティアとかを実施しています。

木更津市の場合は、1998年に学校支援ボランティアを制度化しまして、10年ほどたった後の昨年はボランティア登録者が1,788人に及んで、その結果として、教員と地域社会の人たちの接する機会をつくることができ、学校と地域社会の垣根が低くなったというふうに言っています。これは、学校支援地域本部事業と関係なく実行されていたわけですけれども、152自治体が応募しているこの状況の中で、学校支援地域本部事業と小樽市は結局どのようなかわり合いを持っているのか、この事業に対して小樽市は応募していないわけですから、どのような考え方を持って応募していないのか。それから、また小樽市の目指している、いわゆる地域住民と学校の協力とか、これは学校統廃合とかそういう問題もまた絡んでくるのですけれども、そういう小樽市の目指しているものの方向性はどんなことになっているのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

学校支援地域本部事業につきましては、学校支援ボランティアが各学校のニーズに合わせ、また地域の状況に合わせるということで、あおばとプランに基づいて、これまでも実施してきております。こういう状況でございますので、今後も、今までの小樽市としてのその取組を続けていきたいということでございます。なぜ小樽市での導入をしないかということでございますけれども、それについては従来から申し上げておりますように、学校のニーズや地域の状況に合わせて行われていたものを、学校支援地域本部事業ということを導入することでこれまでの仕組みが壊れてしまうのではないかとということと、あと学校支援ボランティアは基本的に無償なのですが、この地域本部事業における地域コーディネーターは有償ということになっているものですから、ボランティアスタッフの間に待遇差が出てしまうということ。最後に、今回の学校支援地域本部事業が3か年の委託事業でございますので、現在の本市の厳しい財政状況から考えますと、3か年を過ぎた後の財源の当てがないということで、それに伴った事業の縮小、そして現場の混乱ということも危ぐされるということから、この学校支援地域本部事業を使わず、進めていきたいというふうに考えてございます。

大橋委員

この問題は、P T Aを壊すものではないかという意見もあったり、地域の状況から難しい部分はあると思ってい

ます。ただ、小樽市のそのできない問題が、これまでの積み重ねを壊すという可能性と、財源の当てがないという寂しい話が出てきてしまいましたので、困ったものだというふうに思います。

もう一度お聞きしますけれども、小樽市の場合、学校評議員というのをつくっていますけれども、校長の考え方によって評議員が活躍しているところと、評議員が邪魔者にされているところがあります。それから、学校支援の登下校のボランティアの部分も、まだ非常に少数の人しかかかわっていない。それから、結局、いわゆる地域と学校との壁、そういうものも学校によっては地域の人が入ってくることを非常に危惧しているのか、そういうことがありますけれども、再度、現在の私が今申し上げた状況の中で、小樽市としてはどう考えていくのか、もう一回、御答弁をお願いします。

教育部長

委員も御承知のとおり、この学校支援地域本部事業そのものが、今年度、ある意味で急に出てきたという部分について、それぞれ、もちろん小樽市も含めてなのですけれども、各自治体でのその受皿の部分といいますが、その部分の整備が、特に小樽市においてはちょっと遅れたという部分というのは否めないというふうに思っております。ただ、先ほど担当の生涯学習課長から申し上げましたとおり、逆に小樽市では、それぞれ学校単位に築き上げてきた財産といいますが、そういったものを持っています。その中で、いろいろな場面でお手伝いいただいているボランティアの方々が、例えば自分の地域の学校についてはいろいろなお手伝いをするけれども、もう少し広い範囲での手伝いができるのかどうかという、その辺の意思確認といいますが、その広がりみたいな部分も今回国が提示している学校支援地域本部事業との兼ね合いでは大きく影響してくるというのもありまして、現状の形をさらに発展させるというのも一つの方向性としてはあるのですけれども、かえってその現状の部分壊してしまうということになっては元も子もなくなるものですから、少し慎重になったというのは現実にあります。ただ、私どもも、今、委員からもありましたように、各学校でのばらつきというのも相当あるものですから、各学校でいろいろお手伝いいただいているボランティアの方の意識と言ったらおかしいのですけれども、どの範囲がどういう広がりという部分というものの確認をする、あるいはその自分のいる校区だけではなくて、もう少し広い範囲でのお手伝いをしていただけるものなのかどうか、そういった部分についても一定程度押さえながら取組を進めていかなければならないというふうには思っております。ただ、現状では、この学校支援地域本部事業の国の予算づけは、平成 20 年度だけということになっているのですから、この後の展開がどういうふうになるのかということを見極めながら、私どもは、できるだけ間口を広く、地域的にも広がりを持てるような形で、この学校支援地域本部事業の国の施策があるにかかわらず進めていかなければならないだろうというふうな考え方しております。

大橋委員

私も、この文部科学省のやり方が全体的にいいということでは言っている話ではないのです。ただ、今後の学校統廃合が行われる過程の中において、結局従来の地域と学校の結びつき、PTAの結びつきが、全部変わっていくものですから、だからその中においてこの問題を考えていかなければならないだろうと思います。今日は、その議論の第 1 回目ということでとらえていただきたいと思います。

伍助沢の旧廃棄物処理場の緑化について

次に、代表質問の中で、伍助沢の旧廃棄物処理場について質問をさせていただきました。その中で、こちらのほうで緑化できないのだろうかということでは言ったのですが、ガスの発生が見られるなど、安定した状況でないので、現状では処理場内の植樹活動は難しいものと判断しておりますという形で御答弁をいただいております。

今朝、改めて処理場に行ってきました。現在の処理場の緑化の状況というのは、入り口の付近は大体雑草が草丈 1メートルぐらいに生い茂っていて、そこに雑木も生えてきて、中のほうがのぞけないぐらい繁茂しております。それから、頂上付近といいますが、平面の部分も、2年ぐらい前までは赤茶けた土がむき出しだったのですけれども、現在、かなり雑草が生えて緑色をしております。それから、北斜面の浸出水調整池のほうですけれども、そ

らのほうは一面ススキに覆われて、真っ白い原っぱができて、その中にカラマツが自生しているという状況です。そんな部分で、非常に植生が悪化しているというふうに感じています。放っておいても、あと 2 年もすれば雑草と雑木に覆われるだろうと、そこまで私は来ているというふうに思っています。ただ、その中で、一回全部雑草と雑木に覆わせて成長させてしまって、それでその後から微調整で緑化するとかといっても、今度は土木工事を伴うとか、とんでもない話になってしまうので、私は入り口の近く、道路から見える範囲というようなところについてはやはり緑化をして、少しでも見栄えのいいものにしていく、見苦しいものをいつまでもさらすべきではないと思うのです。

そんなところの中で、市に予算がないというのは質問の中でも最初から申し上げていますので、市民のグループが結局あそこの部分の緑化に協力したい、また緑化の実験をしたいというふうに言った場合、今、小樽市で、先日も申し上げたように、青年部のように積極的に小樽の中に緑を増やそうということをやっているわけですから、そういうときに市のほうの状況として、まだ緑化に適さないからそういうことはできないというのは、ちょっと態度がかたいのではないかと思います。民間がやりたいと言ったときには、実験なので、やらせてもいいのではないかという態度を今とることができると思うのですが、その点はいかがでしょう。

（生活環境）主幹

大橋委員がおっしゃったように、植物については相当繁茂してきている状況ではないかと思っております。ただ、これは実際にはまだまだ表面的な繁茂だと思っております。当時担当していた職員に聞いたところ、ごみの層が 20メートルから、深いところに行きますと 40メートルぐらいの厚さでごみが埋まっているということでありまして、まだまだ地盤が安定していない、今後ますます沈下をしてくるのではないかということです。また、今後もガスの発生などが考えられるということで、一般の方がまだ安全に出入りしていただけるような状態ではないと判断されると思います。

それから、跡地利用につきましても、用途にもよりますけれども、大量の土砂を入れて整地し直さなければならぬのではないかと考えてみると、施設を管理する立場といたしましては、しばらくこのまま推移を見守りたいと考えているところでございます。

大橋委員

今のところ、推移を見守るということですから、また来年、この問題について議論をしたいと思えます。

浸出水調整池について

今日行った中で、いわゆる浸出水調整池なのですけれども、そこから水をポンプアップして、それで水質処理をすると聞いているのですが、浸出水調整池が空っぽなのです。昨年の秋も空っぽになっていまして、空っぽということは、水を吸い上げて処理できないわけですから、今、年間 900 万円の経費がかかっているのですけれども、空っぽの時期には施設を休止するというのも可能なかというふうな思いがあるのですが、浸出水調整池の空っぽの問題と、それから処理の問題についてお聞きします。

（生活環境）主幹

伍助沢の浸出水調整池なのですけれども、池が三つございまして、3,040 立方メートルの容量がございまして、委員がおっしゃったとおり、現在、空になっております。これは、雪解け時期にはたくさんたまるのですけれども、夏期、本年ですと 4 月から 8 月までの 5 か月間の伍助沢の雨量計で、降水量が 97 ミリメートルしかないということで、1 か月にしますと 20 ミリメートル弱しか雨が降っていないということございまして、浸出水の処理施設の能力としては、1 日 250 立方メートルの能力がございまして、現在の処理量としては、1 日 120 立方メートル程度ですから、処理能力の半分弱の稼働にとどまっているということで、池のほうには浸出水が行っていないという状況でございます。

それから、施設なのですけれども、汚水を微生物で処理しておりまして、微生物を生かし続けなければならない

ということで、たとえ処理水量が減っても、処理施設をとめるということではできません。したがって、維持・管理にもいろいろ苦労して、気を使っているところではございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

-----  
新谷委員

基本構想にかかわる人口問題について

一つだけお聞きします。

基本構想にかかわって、人口問題に若干触れたいと思います。

1 ページに、「まちを支える力を維持していくためにも、人口対策は最も重要な課題の一つ」と、このように述べております。計画の終了後に、20代、30代、40代と若い人たちが小樽に住んで、小樽を支えてくれる施策を真剣に考えていかなければならないと思いますが、そのためには若い世代の声を聞くのが大切だと思います。

計画策定に当たって、地域懇談会それから団体別懇談会を行いましたけれども、そこに出席した若い人たちはどのぐらいいたのですか。

（総務）企画政策室笠原主幹

新しい総合計画策定に当たって懇談会等に出席されたそういう若い年代の方ということでございますけれども、地区別懇談会 9 回で220人ほど、それと団体別懇談会は 6 回で72人、合わせて300人ほどの出席をいただいておりますけれども、明確に出席いただいた方たちの年齢を把握してはおりませんので、正確な数字ということでは答えられませんけれども、私の記憶の中では、大学生が二、三人、さらに30代から40代にかけての方が10人程度いらしていたというように記憶しております。

新谷委員

私も地域懇談会に参加しましたが、若い人たちはほとんどいませんでした。計画の基本理念と目的には、市民と行政がともに知恵を出し合うまちづくりとうたっております。若い世代の知恵が、これでは反映されていないのではないかと思います。いかがでしょうか。

（総務）企画政策室笠原主幹

今言いましたのは、地区別と団体別の懇談会ということで答弁させていただきましたけれども、それ以外にも小樽商科大学の学生ですとか、北海道職業能力開発大学の学生との懇談会も設けておりますし、この議会の中で質疑等もありましたけれども、「おたる子ども会議」という、生活環境部で所管している事業がございますけれども、その中で市内の中学校全校から生徒に数人来ていただきまして、将来、私たちが望む未来の小樽、そういうようなことで御意見をいただきまして、その御意見に対して、市長、教育長のほうから考えを述べさせていただいております。そういうような形で、若い方の御意見というのも今回の市民の意向を把握する中では、そういう対応はとってきてございます。

新谷委員

それから、この問題では、やはり少子化対策というのはどうしても外せない問題だと思います。それで、少子化対策といっても、就労支援とか、子育て支援とか、いろいろと幅が広いですが、やはり少子化対策に力点を置いて、そういう部分はどうしても外せないものだと思いますが、どうお考えですか。

（総務）企画政策室笠原主幹

少子化対策ということでございますけれども、確かに基本構想の中に、先ほど新谷委員が言われました将来人口の記述の中には、人口の問題というのは非常に重要であると書いてございます。その中で、やはり少子化というのは、一つは子育て支援等があると思うのですけれども、もう一つは、やはり何といっても働く場、雇用の場を確

保することによって、その子育てができる環境ですとか、子供を産める環境ですとか、そういうようなものというのが必要なのではないかというふうには思っておりますので、この将来人口のところの記述にもございますけれども、企業誘致などといったことによる雇用の場を増やしていくことですとか、そういうことには取り組んでいかなければならないとは思っております。

新谷委員

この件は先日来議論されてきたところですが、例えば石狩湾新港地域に誘致した企業にしても、小樽市内からの雇用が非常に少ないのです。そういう点についても、もっとここで雇用されるような施策をしっかりと打ち出していかなければならないと思います。この点についても、常任委員会で、また聞く機会があると思いますが、いずれにしても、この少子化対策には、力を入れてやっていただきたいということを要望して終わりますが、御答弁をひとついただきたいと思います。

（総務）企画政策室笠原主幹

今回の総合計画をつくる中で、いわゆる地域経済の関係ですとか、少子高齢化の問題ですとか、そういう課題はあると考えておりますので、何とかそういう部分には対応していきたいというふうに考えております。

北野委員

地方交付税の実態について

財政問題で、最初に市長にお尋ねします。

地方交付税の復元を国に求めていくということですが、当初予算と比較して、平成19年度は3億3,500万円、それから20年度は2億6,000万円、それぞれ国は市税が伸びるということを理由にして交付税を削減しているわけですが、20年度の削減の理由は、小樽市だけなのかはわからないから、確認した上で申し入れるものは申し入ると、本会議でこういうふうに市長は答弁しているのです。その後、本会議以降、全道的に交付税の実態がどうだったのか調査していると思うのですが、その結果について報告してください。

（財政）財政課長

昨年度の3億3,000万円の予算割れの大きな要因は、市民税所得割で予算見積りと交付税算定において3億5,000万円のかい離があったことが大きな要因でございます。今年度につきましては、本市においては2,700万円のかい離となったところで、かい離幅は減少いたしました。

そこで、道内10市のうち、今年度の普通交付税の決定に伴いまして、本市と同様に予算割れを起こした室蘭市、釧路市、北見市、江別市を調査いたしました。まず、室蘭市におきましては、かい離が平成19年度の2億5,000万円から20年度は6,000万円に、釧路市は19年度の6億6,000万円から5億9,000万円、北見市が19年度の3億円から20年度は1,000万円に、それから江別市が19年度の1億6,000万円から20年度は5,000万円と、釧路市はまだ大きなかい離はございますが、かい離幅は縮小された結果となっております。

この理由につきまして、市民税所得割の納税義務者数は交付税の算定におきましては、理論納税義務者として数式で算出されるものでございますが、この算定方法が変わったことによるものと考えられます。19年度は、過去3か年の伸び率を基に算定されておりまして、本市における実数と交付税の算定の人数は2,500人のかい離がありました。実は、18年度に老年者非課税特例が廃止されまして、納税義務者が本市におきましては約5,000人増加しました。先ほど言いました過去3年間の伸び率を基に算定されるということですので、その増加が交付税算定上、納税義務者数に反映され、実数と大きなかい離をする結果ということになったものでございます。

20年度は、この算定方法が変わりまして、前年度の納税義務者数を基に算定されるということをもちまして、実数と交付税算定とのかい離は1,300人となったところでございます。こうしたことから、道内の他市におきまして、市民税の所得割におきまして、予算の見積りと交付税算定のかい離が減少したものと考えております。

北野委員

そういう答弁なのだけれども、しかし昨年度は3億3,500万円で大騒ぎになった。これは、予算上は前年度と比べても少なく見積もっている。今回の2億6,000万円なのだけれども、これはやはり大きな痛手だと思います。こういうことに関して、釧路市を除けば全道的にかい離が少なかったということで、これはもう今回は平成19年度と違うからということで黙っているということなのですか。地方六団体は要望をしているけれども、中身に立ち入ってやらないと説得力がないのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

財政部長

昨年度のかい離の経過と今年度のことについては今申し上げたとおりなのですが、この個人市民税の所得割の件なのですが、今のように確かに算定方法が変わりまして、実際にかい離は少なくなっております。ただ、依然としてその算定上のかい離というものが起きる可能性が残っておりますので、基本的にこの部分につきましては、実際と算定上のかい離があったときに、精算制度をとってくれというのをもう繰り返し求めております。これはそういう要望を取り下げたわけでもありませんし、その要望は続けていきたいと思っております。その精算制度が通らないのであれば、その補てんとして起こされるべき減収補てん債の起債について発行を認めていただきたいし、その充当事業についても建設事業に限らず、財源不足について充てていただきたいということは繰り返し要望を続けているところでございます。

北野委員

今の財政部長の答弁は、市長も本会議で答えているのです。今、おっしゃった補てんの問題ですけれども、減収補てん債の導入について検討するというふうに市長は、答弁しているのですけれども、その見通し、額については、どういうふうに感触としては持っていますか。

（財政）財政課長

減収補てん債に関する総務省からの通知は、今年度につきましてはまだ来ておりません。昨年度の実態を見ますと、2月ぐらいに要望しているわけで、これは決算見込みを踏まえて要望しております。そういうことでございますので、現在のところ、金額等については示せるような状況ではございません。

北野委員

市長は本会議で、先ほどと同じような答弁をしているのですけれども、昨年度の場合は結局建設事業費に充当したものの以外は、交付税で見られないというふうになったのです。それは話がおかしいのではないかと議論があったのです。仮に適用になったとしても、また同じことを繰り返すのですか。まだ国の方針が示されていないといっても、昨年度で実績があるわけだから、それで心配で聞いているわけです。

財政部長

金額の面については、まだ申し上げられる段階ではないということを今申し上げたのですけれども、この減収補てん債の取扱い自体は、先ほども言いましたように、一部改善といえますが、私どもの意向を取り入れていただいで、減収補てん債が個人市民税の所得割のかい離にも充てるようにとか、そういう面での改善はなされてきているとは思いますが、ただ、その部分について、まだまだ先ほどの精算制度に近づいたものにはなっておりませんので、発行額の増額といえますが、その辺の取扱いも含めて、今年度もその制度改善については要望を続けているところでございます。

北野委員

これについては、削るほうも削るほうなのだけれども、その救済措置というか、その減収補てん債の適用について交付税措置しないなどともんでもないことをやっているわけで、部長が国の味方かどうかはわからないけれども、そういう改善されたなんていうふうに、そんな甘い見通しでもってやっていたら、またどじを踏むのではないのか。どじを踏むと言ったら言葉は悪いけれども、もう少し厳しく見るのなら見て取り組んでいかなければだめだという



るよりも増して億単位で出して、この不足額をカバーするのか。どういうふうにするのですか。

財政部長

繰上充用額が増えたりしておりますので、現実的に厳しくなっているという認識は当然持っております。昨年度も、最終的に単年度の赤字が1億円強でしたけれども、3億3,000万円の普通交付税の予算割れを入れて、最終的にそういうふうになりました。普通交付税自体は昨年度の予算割れよりは少ないのですけれども、今言ったように、繰上充用額とかが増えておりますので、トータルとして大変厳しい状況というのは、そのとおりだと思います。

決意はともかくとしてというお話がありましたけれども、残された半年間の中でできますことと言えば、予算で上げております歳入の確保と、それから歳出の節減しかございませんので、その中で歳入の確保のほうも、今、起債で見られるものがどういうものがあるか、さらに若干、今、実質公債費比率が下がっておりますので、ぎりぎり起債で認められるものがどのくらいあるのか、今、精査も始めておまして、そういう歳入の確保と一緒に歳出のほうはとにかく各部に経費の節減に努めてもらう、そのあわせの方針しかないというふうに思っております。

北野委員

そうすると、今度は財政健全化計画の収支計画の見直しについて伺いたいのですが、結局、本会議の答弁を聞いてみますと、本年度の決算見込みでは単年度黒字化は大変厳しいというふうには私は思うのです。また、このままなら、国の財政対策も、今年度より地方に配慮するというふうにはならないと思うのです。結局、平成21年度当初予算の歳入を減額して、横並びにした収支計画の見直しにならざるを得ないのではないかと思います。私のこの判断というのは間違っていますか。

（財政）中田主幹

財政健全化計画の現行計画のまず市税と交付税の見方を、再度ここで説明させていただきながら答弁させていただきたいと思いますけれども、市税については、これまでの収入動向等を踏まえて、各税目ごとの試算をして、税全体では大きく減収しているという状況でございます。それと、地方交付税につきましては、その当時、今年度の当初予算の編成時期の国の予算の地方財政対策の状況等を踏まえて、地方交付税に人口の影響が反映される年を除いて横ばいということで見込んでおります。

そういう意味で、今回、計画の見直しについては、今後の動向を見て判断するというところで市長から答弁させていただいておりますけれども、もし見直すとするれば、また平成21年度予算の編成の状況なり、国の地方財政対策の状況を見ながら、そのときの状況で市税なり交付税を新たにまた収支試算をしていくというふうを考えております。

北野委員

それだけで収支見直しがどうなるのかという答えになるのかということなのです。結局は、主幹が答弁したように、私が人口減を断定するのはよくないけれども、国勢調査があるときに人口減で落とすと、そのときの交付税の落とし以外は、横並びでいくということなのだから、結局、平成21年度の当初予算なりの額で収支計画の歳入を落として横並びにするわけでしょう、そうならざるを得ないわけです。そうすると、今度歳出のほうをどう削るかということになるわけです。だから、事務事業の見直しとか、人件費の抑制とかというのを今までやるだけやってきて、もう限界だという声さえ聞こえてくるのです。それなのに、またそれを歳出でどうやってカバーするのか。そうすると、結局残っているのは普通建設事業費しかないのです。それはまた景気悪化に拍車をかけることになる心配があるわけです。だから、そうなると、新しい収支計画の見直しによって市民と職員にまた負担をかける、そういう計画にならざるを得ないのではないかと思います。これは基本にかかわる問題ですから、市長にお答えをいただきたい。

市長

平成20年度の財政収支の見込みについてですが、確かに交付税は一定程度決まりましたが、市税収入の動向など、まだ今の段階では不確定要素が多すぎます。したがって、今からどうこうする、来年度はどうするこうすると

いう話になりませんが、基本的に歳入が増えていかなければ財政再建はできませんし、一方ではまた歳出も、国ではまだ無駄なものもあると言っていますけれども、我々としては削るだけ削ったと言うと語弊がありますけれども、かなりの部分を削減してきていますから、さらにどこを削るかというのは、議論しなければならないと思いますけれども、そういったものも含めて、これから来年度の見通しも立てながら、慎重に対応していきたいというふうには思っています。

北野委員

結局、国に地方財政対策の削減をやめて、地方交付税で言えば、平成15年度の水準に復元させるということを基本にして相当強く迫らないと、市長がおっしゃるように、歳入を増やさないとこれはよくならないわけです。現実には、先ほど大橋委員がOBCのことについて聞かれましたけれども、本会議の市長答弁によれば、固定資産税の滞納繰越分の納入については、景気後退で納付額は減少となっている。その大半を占めるOBCの納入も減っているのではないかと思います。一般市民のほうからは、市長が胸を張るように滞納の一扫で頑張っているのだから、そうすると、大きいところは入ってこない。職員が苦勞して一般市民から集めた滞納は、OBCの滞納でみんな吹っ飛んでしまうという関係になっているから、やはり交付税の問題については大変に大きいというふうに思うのです。

この問題の最後に伺っておきたいのですが、収支計画をつくる場合、今年の3月に示された収支計画では、市税がずっと落ち込むというのが大きな特徴になっているのです。通常は、市税が落ち込めば、基準財政収入額が減って、そして市税の落ち込みは交付税で措置されるという法の仕組みになっているはずですが。それを国の現実を見すぎてしまって、これだけ市税が落ち込んでも国は交付税をくれないだろうという収支計画になっているのです。また同じことをやるのですか。法の建前を壊してまで国の不当なことを認めた計画にするというのは、どうも納得がいかないのです。税で考えれば、二重帳簿をつくって、二重の収支計画をつくってやったほうが利口ではないかと思うくらいです。法の建前を崩してまで収支計画をつくるというのは一体どういうことなのか、気持ちはわかりませんが、お答えください。

財政部長

地方交付税の国の動向なりにつきましては、私ども非常に憤りといいますが、三位一体改革以降の減額については、そういう思いは大変強く持っています。ただ、その収支計画なり予算なりでどう見るかということにつきましては、やはり財政運営をしていかなければならない立場として、的確といいますが、ある程度安定的なその数値というものを見込まざるを得ないというのも現実でございます。

それで、国に対して求めていくことは求めていく、一方でやはり現実を見据えた中で、その交付税の動向がどういうふうにあるのかということの中で予算を立てざるを得ない、これもまた一つの現実だろうというふうには思います。

北野委員

結局、国の不当なことを認めた計画でなければ、市財政の運営はやっていけないと、本当にこれはいびつというか、ゆがんだ財政健全化計画なのです。だから、そういうことをせざるを得ないという気持ちはわかりますけれども、こういう実態は小樽市だけではないと思うから、財政健全化計画は、基準となる指標を割った場合はつくらなければならないというふうになっていますから、市長もこういうものを歩調を合わせて、小樽市だけ苦しんでいるわけではないですから、これはやはり国に抜本的に改めていただくよう強く要請していただきたいと思いますということはお願いしておきます。

国民健康保険料の滞納について

それから次に、9月22日の予算及び基本構想特別委員会で、中島委員への市長答弁の国民健康保険料の滞納に関する部分で、真意をはかりかねるので、確認しておきたいので、伺います。

答弁の反訳は持っておられると思うから、繰り返しません。中島委員へ市長がそういう答弁をしているのですが、

私がこれから指摘するわけですから、しまったと思って補足することがあれば、最初に補足してください。

市長

特にありません。

北野委員

これは、国民健康保険の加入者にやはり多大な負担をかけ、苦しみを与えているのです。市長は、納税課長をやっていたと、収入率の増に頑張ってきたと胸を張っているけれども、市民を苦しめるやり方をやって何が胸を張るのかと。だから、私は助け船を出して、言われる前に補足するなら補足しろと言ったけれど、ないと言うのです。その勝ち気な態度は改めていただきたい。

具体的に伺います。以前にもこの国保の赤字の問題については我が党の見解を述べているから、繰り返しませんけれども、かつて政府が退職者医療が別建てのときに、国保の負担が減るということで交付金の大幅な削減を行ったのです。これが市町村国保の財政を物すごく圧迫して、以来延々と赤字が積み重なって、小樽市の場合は33億円に達したのです。この赤字を、何の責任もない国保の加入者に国保料の値上げでしゃにむにふんだくると、そして余分にとった分を赤字補てんに回して、わずかな期間で18億円も赤字を減らしたのです。赤字は減らさなければならぬという一般論は、私はわかります。しかし、国のその見込み違いによる累積赤字をなぜ加入者に国保料の値上げで大きくかぶせて、以前よりも厳しい取立てをして、赤字を減らして、胸を張れるのですか。市長の考えを聞きたい。

市長

何か胸を張ってしゃべっているようにとられていますけれども、全然胸を張っていませんので誤解しないようにしてほしいのですが、国民健康保険料は、確かに昭和61年から63年まで値上げしています。しかし、小樽市の場合、平成元年から20年間値上げをしていないのです。ずっと据置きで来ているのです。その中で、途中、老健拠出金等の問題があって、これがどんどん1歳ずつ変わっていきましたから、拠出金が減っていった、そういう一つの事情があって、国保財政がそのようになった。

それから、収入率も、職員の頑張りによりまして、平成10年度に90パーセントのものが、ペナルティがかかりましたから、何とかペナルティがかからないように頑張ろうということで、19年度は93.1パーセントまで上げています。これは職員の努力です、確かに市民の皆さんの協力もありますけれども、そういうことで、33億円あった赤字が、そういったその制度の改正、収入率の向上によって15億円まで減ったということですから、別にこれは私は胸を張っているわけではなくて、先ほどお話があったように、全体の市の財政が赤字ですから、この赤字を少しでも減らすために国保も頑張る、そして病院にも頑張ってもらわなければならないということであると思いますので、その辺はぜひ御理解いただきたいと思います。それから国保につきましては、医療費については全道の10万都市以上では1人当たりの医療費がトップですから、保険料も、結構安いほうということからいけば、決して無理なことをしているわけではないというふうに私は思っています。

北野委員

そうしたら、国保年金課長に聞くけれども、国民健康保険の問題で、私が指摘した退職者医療の別建てで、国保から退職者が抜けるということで、国が交付金を大幅に減らしたのです。これによる影響額は、今日まで合計幾らというふうに考えていますか。

（医療保険）国保年金課長

ここの部分は、年々の部分なもので、試算した経過はございません。

北野委員

市長、聞いてのとおりです。そういう実態もわからないでいて、そうやって胸を張るような話というのは、ちょっと私は納得いかないです。制度の改正その他があるというのは、私も市長の言っているとおりだと思いますが、

そういう市民に負担をかけた部分があるのです。それから、職員や市民の努力で収入率も向上してきていることは、私は認めています。しかし、指摘した一番肝心なことが、これは計算されていないというのは甚だ遺憾ですから、この33億円を18億円も減らしたことについては根源にかかわることですから、これは後で適切な時期に報告していただきたいということをお願いをしておきます。

それからもう一つ、担当課長に聞きますけれども、国民健康保険料の推移について、市長は小樽市の実態について言ったけれども、これについての国保加入者の1世帯当たりの所得は他都市に比べてすごく低いと思うのです。これは小樽市の国保の財政難の一因になっているわけでしょう。それで、国保加入者1世帯当たり、現在の国保料はどれぐらいの比率を占めているか、それから、さかのぼってわかるところまででいいですから、説明してください。

（医療保険）国保年金課長

それでは、国民健康保険料の推移を説明いたします。ただ、時期というか、つかまえている数字が違いますので、所得につきましては、毎年6月に保険料を算定する際の確定賦課の時点の金額になります。それで、保険料につきましては、医療と介護の部分の合算の金額になりますが、これにつきましては決算の数字というような形で、ちょっと統計的な部分でつかまえている時期が若干違いますので、その部分は御了解いただきたいと思います。

平成12年度が国保加入者の1世帯当たりの所得が115万8,000円、そして保険料1世帯当たり介護・医療分を合わせまして14万7,811円ですので12.8パーセント、13年度が111万6,000円の所得に対して保険料が14万3,031円ですので12.8パーセント、14年度は所得が107万1,000円に對しまして保険料が13万8,267円ですので12.9パーセント、15年度は所得が103万9,000円に對しまして保険料が13万8,747円ですので13.4パーセント、16年度は所得が97万4,000円に對しまして保険料が13万4,672円ですので13.8パーセント、17年度は所得が92万7,000円に對しまして保険料が13万1,068円ですので14.1パーセント、18年度は所得が97万8,000円に對しまして保険料が13万1,981円ですので13.5パーセント、19年度は所得が95万3,000円に對しまして保険料が13万136円ですので13.7パーセントです。ちなみに、まだ20年度は確定数字なりの部分で、決算ではございませんが、確定賦課の時点の数字をつかまえますと、所得につきましては、20年度は91万2,000円に對しまして、保険料につきましては、20年度から医療・介護のほか後期高齢者支援金がありましたので、それを合わせますと13万9,347円となりまして15.3パーセント。20年度はちょっと違うのですが、保険料が年々やはり落ちてきているのですが、所得もやはり落ちてきているということで、占める割合の部分は若干上昇しているような状況でございます。

北野委員

結局、今、説明があったように、国民健康保険加入者の所得が平成12年度と、20年度確定というふうに比較した場合は、所得が24万6,000円も落ち込んでいるのです。だから、保険料が8,464円減ったとはいっても、やはり1世帯当たりの負担は年々非常に重いものになっているのです。そういう中で収入率を上げるというのだから、これはなかなか大変だと思うのです。それこそ市民の協力がなかったら、できない話です。だから、こういうときに資格証明証その他の問題があって大変な騒ぎになっているわけですから、この点については、これから改めて議論していきたいと思うのですが、そういう実態の中で国保の赤字を18億円解消したというのは一体何を意味するかということは、市長以下よく考えていただきたいということを要望して、終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

鈴木委員

それでは、質問をさせていただきます。

東アジア等・マーケット開拓事業について

最初に、東アジア・マーケットリサーチについてということで、今回、地域再生チャレンジ交付金の中で、東アジア等・マーケット開拓事業費としまして410万円の補正予算が計上されました。それで、まずこの事業内容と、どういったものに使うのか、それにつきまして教えてください。

（産業港湾）産業振興課長

東アジア等・マーケット開拓事業について、今、お尋ねがございました。

この事業につきましては、昨年度、モデル事業として実施されまして、今年度から本格実施されます北海道の地域再生チャレンジ交付金の採択を受けまして、本年度実施をしようというふうに考えているわけでございます。

具体的に申し上げますと、小樽市の対岸にございます中国、ロシアは、非常に経済が好調でございまして、富裕層も相当増えています。また一方では、その中国製の商品の安全性が問われている中で、日本商品に対する評価も大変高まっているということで、私どもといたしましては、中国なりロシアというのは非常に有望な市場ではないかということで考えておりまして、この交付金を使いまして地場産品を中国やロシアに売れるかどうかというようなことの市場調査と、できればこの貿易に当たりましては、小樽港の利用促進が図れるかどうかといったようなことをあわせて調査を行いたいというふうに考えてございます。

それぞれの国では、どういったことをやるかと申し上げますと、中国でもロシアでも日本の商品が一定程度既に流通しておりますので、その日本の商品の流通経路あるいは価格設定といったものの市場調査を行いたいというふうに思っておりますし、中国では、中国との定期コンテナ航路を運航している会社の関連会社が上海に、1月の下旬をめぐりに店舗を開設するというので伺っておりますので、その店舗を使いまして小樽産品、小樽観光のPRなども行いたいというふうに考えているところでございます。

また一方、ロシアにつきましては、やはりロシアは独特の貿易制度などがございますので、現地でそういった貿易制度、国家認証制度なのですけれども、こういったものの取得について調査を行いたいというふうに考えているところでございます。

鈴木委員

それで、先日から、東アジア・マーケットリサーチ事業実行委員会が「北海道商談会2008in香港」ということで香港に行かれているというふうにお聞きしております。それで、1月に市長も台湾に行かれまして、そのときに思ったことなのですけれども、まず、昨日市長のほうも基本構想に関する集中審議の中で、厳しい財政状況の中、「選択と集中」を進めて、人口減を押さえる産業振興を優先したいというふうな御答弁がありました。そういった中で、やはりこれは大変重要なことだというふうには私は思っております。そういった中で、先ほどの台湾の件に戻りますけれども、よく言いますように、官が一応レールを敷いて、あとはある程度民間にお任せするという形で、今、たぶん小樽市もそういうふうに進んでいるわけです。

ところが、やはり思いますのは、官といいますか、特に中華圏、中国、台湾、それからロシアもそうですけれども、どちらかといいますと日本より官が強い、どちらかという官の信用が高いというふうにも私も考えております。そういった中で、やはり人脈インフラといいますか、要するにいろいろな形でつないでいくのに、人と人、この部分がかかり大切というふうな思いがあります。その部分で、何とか小樽市のほうには、ここまでレールを敷いたか

ら、後は民でやってという形ではなくて、できればそういう人脈的なインフラももっと整備をしていただきたいというのが一つなのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

東アジアへの販路拡大につきまして、これまで平成16年度から、香港、台湾、そしてその後17年度、18年度、19年度と台湾への販路拡大ということをやってまいりました。その中で一つは、単なる物産の売り込みだけではなくて、近年、あの地域から観光客の方が大勢小樽にいらっしゃるということもありまして、いわゆるその物産とあわせて小樽の観光の魅力発信ということも一つ重要な取組として行ってまいりました。そうした中で、その民間と行政との役割と申しますか、そういった中では、一つは観光のプロモーションの行政の役割などを考えていますし、またその地域と人の交流と申しますか、企業のマッチングなども単なる民間だけでいくのではなく、行政が参加することによって、やはりその相手に対する効果も大きくなるものと聞いておりますものですから、そういったマッチングを進めるに当たりまして、例えばジェットロですとか、道内の自治体、特に札幌市あたりはアジア地域との交流をやっていますものですから、そういった自治体との交流ですとか、そういった機関との交流というのはやはり行政の役割だと思っていますので、その中で民間が行えないといった部分を行政としてフォローアップしていくことが必要と思っています。

鈴木委員

私は、官が商売をやるというふうには思っておりません。ただ、そういった中で、特に中華圏とかでは官がある程度ルールを敷いて、そして道筋をつくるのが一番現実味があるという気がしますので、今の質問をしたわけです。

それで、具体的な話になりますけれども、例えば1月の台湾に行ったとき、市長もよくわかっておられると思いますけれども、いろいろな意味で有象無象の話がございます。例えば、果物を入れてくれ、野菜をこうだ、小樽市のほうもこういうのを持っていったらどうだ。ところが、その場でやはり立ち消えてしまうわけです。その場というか、なかなかそこから先へ進まない。そういったときに、できれば例えば1週間後とか、一月後ですけれども、人員を1週間なり派遣して、本当に、どの程度の現実味があるのか、向こう側が言っていたことが本気なのか、また小樽側が何か産品を持って行くときに、これは本当に使えるのかというフォローが必要というふうに感じるので、それをやって、1週間、3日でもいいですけれども、行って、やって、帰ってきた実務者同士の話を聞いて、本当にこれからどういう展開にしていくか、それが真の交流につなげていくことだと思うのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

私どもも商業労政課と同じような形で、海外との取引について事業をしているのですけれども、これまでこうやってきているその商談会と申しますと、売手と買手がここで決まるわけです。国内の場合ですと、売手と買手が決まれば、それによろしいのですけれども、基本的にその中国なりロシアなり、台湾もそうですけれども、事業をするということになりますと、それは貿易になりますから、売手と買手以外にいわゆるその輸出なり輸入を代行する業者、あるいは通関を代行する業者、あるいは船舶業者というのはそこに介在してくるわけですから、さまざまなその問題を解決していかなければならないというふうに考えておりますし、いわゆる貿易に精通した人材という者もこれから養成していかなければならないというふうに考えておりますので、私どもも今回のこの市場調査を通じまして、そういった人材の育成ですとか、流通経路とか、そういうものをしっかり把握しながら、それを民間にフィードバックしていくというような方法をとりたいというふうに考えております。

鈴木委員

そこで、昨日出ました市長の「選択と集中」というのがキーワードになるのかという思いがします。逆に言いますと、この小樽は、本当に不景気でございます。どこへ出ても、我々市議会議員につきましても、「何とかこの景

気、どうかしてよ」ということで、大変な思いをしているのです。そういった中で、例えば先ほど言ったように、有象無象の話でも一抹のやはり光明といえますか、もしかしたらそうやって小樽の企業が何かしらの貿易ができるとか、産業育成ができるとか、そういうことにつきましては、逆に言えば、力を集中してやはり利用していただきたいというのがこの趣旨なのです。確かにいろいろなことをすることによって、人員が足りない、言語的な制約もあるということですが、それでありましたら、やはり例えばそういう方を育成する、先ほどからの話ですと、いつも育成するとか、考えているということですが、逆に言えば、短期でそういうことをやるのだというふうに、集中的にやっていただきたい。それをやはり市民の皆様にごういった形で、市として本業として仕事はできないけれども、こういうインフラをつくって、皆さんがこういう企業を持ったり、産業的に育成できるということ発信していただきたいのです。それがまず一つのお願いなのですけれども、そのことにつきまして、市長にお伺いします。

市長

実は、先般、手稲区のスーパーで小樽物産展をやりまして、私も行ってまいりましたけれども、非常に好調で、特に手稲区というのは小樽市から転出した方が結構いるまちなものですから、たまたま「あまとう」のクリームゼンざいを売っていたら、「ああ懐かしい、私、昔食べた」という話で買ってくれる人がいるということで、今はもうとにかく小樽の物産を何とか、小樽の知名度を生かして取り組もうということでやっています。

たまたま今日、メールが入りまして、手稲区でそういう物産展をやったのだったら、ぜひロシア人向けのショップをやりたいのだけれども、市に協力してもらえないかというようなメールが来まして、なかなかおもしろい発想だなと。ただ、最近、ロシアから来る方が減っていますからどうかと思いますけれども、そういった一つのテストケースとしてそういうものもやってみる必要もあります。

ですから、そういう今、小樽の物産をどう売り込んでいくかという、重点的に取り組んでいるといいますが、先般もたまたまデパートの買い付けがあって、偶然私も物産協会の幹部の方と会って、あいさつをしてくれという話だったので、ごあいさつをしたら、仙台のデパートで12月に小樽の特別フェアをやる企画があるのだと、ぜひこれに協力してくれという話がありましたから、それはぜひ協力しますと。ぜひ市長も来てくれというから、12月だから、議会があるから行けるかどうかわかりませんが、とにかくいろいろな場面に行って、小樽物産を売り込んでいく、それこそ人脈を使ってやっていくという先ほどのお話がありましたけれども、そんなものも利用するし、いろいろなつてを使って売り込みをする。先般のその手稲区のスーパーも、まだまだほかに店があるので、そこでもやってくれという話も直接聞きまして、ですからいろいろなその選択肢があります。

ですから、これから集中的に、それこそ小樽物産の売り込みをかけていきたい。ただ、いろいろな人的な問題もありますから、たまたま今、物産協会の各加盟者は今全国のデパートに飛んでいますから、なかなかこの地元で対応できるのには限界があるのですけれども、そういったものも、先般も市の職員がみずから前かけをして売り込みをするという手伝いまでしていますから、これからはぜひ総力を挙げて取り組んでいきたいと思っています。

鈴木委員

今、力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。本当にそういった意味では、やはり小樽市は、無形の財産として、この小樽の名前を持っていると思いますので、ぜひともそれを有意義に活用して活力に変えていただきたいということで、次の項に入ります。

カジノ構想について

私が、一般質問でお聞きしましたカジノ構想につきまして、何点か質問させていただきたいと思います。これも、やはりうまくいけば小樽の活性化ということになりますので、質問させていただくわけでございます。

まず、今、私が把握しているところによりますと、民間中心ということで、小樽商工会議所が中心となりまして、

カジノをどうするかとか、どうかということをやっていると思うのですが、そのことにつきまして、組織につきまして把握していることがあれば、お願いします。

（総務）企画政策室林主幹

現在、小樽商工会議所で設けようと考えているカジノについてでございますけれども、このカジノにつきましては、カジノ誘致に向け、その実態やメリット・デメリットについて、経済関係者をはじめ、産学官で率直に議論し、その是非を市民全体で話し合い、賛成意見も反対意見も出し合って、議論を深めることを目的に開催されると聞いております。

鈴木委員

先日的一般質問での御答弁では、そういう組織に参加していきたいというような、どちらかという消極的ともとれるような御答弁をいただいたのですが、実際、市としてどのような立場で参加していくおつもりなのでしょうか。

（総務）企画政策室林主幹

現在、カジノにつきましては、違法ということになっておりまして、競馬などのように特別法でその違法性が阻却されて、あとカジノの運営に関する監視や規制などに対する課題が回避されたときに、国際観光都市としてよいのではないかとということで、小樽商工会議所が中心となって立ち上げようとしています会議に、各界に幅広い参加を求めていく上で、御意見を伺うよい機会だと思いますので、会議に参加させていただこうと考えております。

鈴木委員

それで、このカジノに対しましていろいろメリット・デメリットということがあります。現在、把握する限りのメリット・デメリットについて何点かお願いします。

（総務）企画政策室林主幹

カジノのメリット・デメリットということですが、現在考えられるのは、まずメリットとしましては、カジノ運営による雇用の増加、観光レジャーの促進による地域経済の活性化などが考えられ、市といたしましても、メリットはあるのではないかと考えております。

デメリットにつきましては、と博を原因とする青少年への悪影響、依存症の問題、犯罪の増加と治安の悪化などのほか、メリットとして地域振興になるという意見がございますけれども、一方、カジノ事業者が経営不振に陥った場合などの地域への影響などもあるかと考えております。

鈴木委員

そういうことで、詳細につきましてはまだまだ漠然とした感じだということはわかります。これから議論を深めていかなければ、やはり出てこないことなのか。それから、やはり市民の皆様がどのようにお考えになるかということもまた聞いていかないと、なかなか把握しきれないという思いもします。ただ、やはり実施というか、誘致するにしても、いつかは通らなければならない部分があるかと思うのです。要するに、必要か必要ではないか、やったほうがいいのかよくないかという話は、やはりもっともっと問いかけていくべきですし、急に手を挙げるといってもできないもので、事前にどうかというのが今までの話です。

それで、石原東京都知事が最初に、カジノの積極誘致の発言をしまして、それから各自治体も本当にすごく活発な動きを見せているところもあると聞いております。その状況について教えてください。

（総務）企画政策室林主幹

カジノに係る地域の動きについてでございますけれども、都道府県レベルでは、東京、神奈川、静岡、大阪、和歌山、宮崎の 6 都府県によりまして、平成 15 年 2 月に北海道もオブザーバーで参加して、地方自治体カジノ研究会が発足し、立法化に向けた検討を行っているという聞いております。

また、道内におきましては、17 年、札幌商工会議所主催によるカジノに関するセミナーが開催され、翌 18 年には、

小樽市や釧路市の商工会議所、滝川市の青年会議所、網走市議会議員連盟、19年には、千歳市、そして今年、夕張商工会議所や道議会の自民党・道民会議内にゲーミング研究議員連盟がそれぞれ発足しまして、研究会や勉強会が行われているところでございます。

鈴木委員

今の御答弁は誘致活動の動きということなのですが、もしわかりましたら、そこら辺でその賛成、反対とか、そういう動きがあったという事例は何かお聞きでしょうか。

（総務）企画政策室林主幹

道内につきましては、まだかなりの団体で研究とか勉強段階でございまして、そのような話はまだ伺ってございません。

鈴木委員

それで、ゲーミングカジノといいますが、全国で最終的には10か所くらい、そして当面は1か所から3か所で、試験的な形で行われるというような話も聞いております。ということは、今言われましたように、道内でもたくさんの方が研究に入っているという中で、かなり競争が激しいのです。例えばやろうとしたときなのですが、そういったこの狭き門という中で、小樽市としてこれが合法化される前にこういった動きをされるのかということをもう少し具体的に教えてください。

市長

確かに今あちらこちらで手を挙げつつあります。それで、私どもも以前から話をしているのですが、北海道の場合は道州制特区というのがあるものですから、これを活用して何とか認められないか、この提案は前からしております。それで、道庁のほうは、これからどう動くかまだわかりませんが、ぜひこれは全国ベースでの話になると、まだまだ合法化されるまでには時間がかかりますから、こういった手順が必要かまだわかりませんが、道州制特区の中で認められるものであれば、申請をしていくというのも一つの方法だろうというふうには思っています。

それで、確かにカジノも、ヨーロッパスタイルとか、ラスベガススタイルとか、いろいろ方式があるようです。以前に、私も、ニュージーランドのダニーデンを訪問したときに、たまたまホテルの地下にカジノがありまして顔を出してきましたけれども、非常に健全というか、ばくちみたいな感じではなくて、スマートに皆さん楽しんでいるという光景を見てきました。ですから、いろいろそのやり方があるみたいで、小樽の場合どうするかは別にしまして、そのあたりはこれからいろいろなことを研究していくことはいいと思いますけれども、いずれにしても何とか観光都市小樽にふさわしいものだろうと私は思っていますので、これはいろいろな機会を通じて話をしていきたいというふうには思っています。

鈴木委員

それで、今後の見通しについて、段階的にいつごろ、その合法化されるとすれば、どうかという見通しがありましたら、その件だけお知らせください。

市長

自民党にカジノの小委員会があるのだそうです。実は、昨年夏ごろに、その小委員長をやっている方にお会いしましたけれども、いろいろ聞きました。いろいろと議論されているようですけれども、とりあえずは自民党の中で議論されていると。ですから、その中で意見の一致を見れば法案化というふうに進むのでしょうかけれども、ただ、いろいろあります。

実は、麻生さんが8月に小樽に見えたときに、麻生さんにもこの話をしました。「まあ、いろいろ課題はあるね」という話はしていましたが、全体的にはそういう方向で進んでいるという感じがしますので、ただ、どんなふうな、いつごろどうなるかというのはまだわかりません。それ以上の情報がありませんからわかりませんが

も、確かに党本部のほうで小委員会をつくって進めているということはありますから、遠くない時期には一定の方向が出るのかというふうには思っています。

-----  
山田委員

事故米に関連した学校給食について

私のほうでは、学校給食課のほうに事故米に関連して、何点かお聞きいたします。

この流通経路は、九州から大阪、近畿 6 県に及び、保育園、学校、病院、特別養護老人ホーム、また菓子業者など、広範囲で食用に転用され、さらに拡大する様相を示しております。

最初に、この事故米については、今回聞きました破損、カビ、残留農薬など、いろいろあると思いますが、今回問題になった事故米の毒性について、知り得る限り教えていただきたいと思っております。

（教育）学校給食課長

事故米の毒性の関係ということでございますが、今、報道がされている内容の主なものにつきましては 3 点ございますけれども、国の食品安全委員会の資料によりますと、一つはアフラトキシン、内容につきましては、真菌が産生するカビ毒で、発がん性を有するとされております。特に耐容摂取量などは設定されておりませんで、食品衛生法によって検出されてはならないとされております。

それから次に、メタミドホスでありますけれども、穀類、野菜、果実に幅広く使用される殺虫剤であり、国内での使用は禁止されています。1 日の摂取許容量も設定されておりますけれども、けん怠感、頭痛、目まいなどの中毒症状を起こすというふうに言われております。

それから最後に、アセタミプリドでありますけれども、野菜、果実などの殺虫剤で使用されて、国内においても農薬として登録されております。1 日の摂取許容量も設定されておりますけれども、頻脈、吐き気などの中毒症状を生ずるとされております。

山田委員

釧路市でも、この事故米を使用した加工品が学校給食に提供されたと思っております。また、ほかの議員からもこの問題はお聞きしていると思っておりますが、再度、確認のためにお聞きいたします。

本市の公的施設の給食にこの事故米が提供されていないのか、たぶん本市では道内産を多く使っていると思っておりますが、この状況、またさらにこの事故米を使った加工食品、これも同様に、どういう業者がいて、どういう使用例があるのか、またさらに今後の調査に関連して、どのような調査をされるのか、お聞きいたします。

（教育）学校給食課長

今回の事故米の関係での何点かのお尋ねでございます。

最初に、本市の学校給食の米飯給食の現状でございますけれども、米飯給食の米としては、後志産のななつぼしを使用しております。私ども学校給食運営協議会と、それから北海道学校給食会との間で売買契約を締結し、北海道学校給食会がホクレンから玄米を買い付けし、道内は広いものですから、なるべく地場の米を使用できるようにということで、道内各地で地場から近い農協を通じてその産地の米を使用できるようになっております。

小樽市の関係につきましては、きょうわ農業協同組合から精米工場へ出荷され、その後、炊飯加工場を経て学校へ届く仕組みとなっております。また、品種の関係でありますけれども、昨年度までは後志産のほしのゆめを使用しておりましたけれども、全道的な作付け状況が変化しておりますして、ななつぼしの作付けが増えてきたということもございまして、今年 5 月からななつぼしに切り替えをしているところでございます。こうした仕組みの下で運営をしておりますので、通常の米飯にその転売された米でありますとか、そういったものが入ってくる可能性はないというふうを考えております。

それから次に、お尋ねがございました島田化学工業のでん粉を原材料の一部に使用いたしましたすぐる食品の厚

焼き卵などが他の自治体の学校給食で使用された旨の報道等がございました。本市におきましては、当該メーカーの製品、またこれらの製品の使用はございません。

それから、関連してでん粉の関係でありますけれども、学校給食の通常の調理の中で、そのでん粉の粉自体を使用することがありますけれども、主として北海道学校給食会から購入をしており、製造メーカーにつきましては、士幌町農業協同組合が道内産のジャガイモを原料として製造しているものを使用しています。それから、米を原料として製造される加工品についてでありますけれども、こうしたでん粉のほかにも米粉でありますとか酒精など、多岐にわたっております。食品類で申し上げますと、調味料でありますとか、冷凍加工食品などの食品類に副原料の一部として使用されることがございます。

本市の給食の食材につきましても、これらの食品類の製造販売メーカーに対しまして、今回の三笠フーズの関係、また島田化学工業の関係など、報道されております一連の企業との関連について、対象となるメーカーを精査し、本日以降、照会文書を送付いたしたいというふうに考えております。

山田委員

さらに、安心・安全な食品の提供、また使用をお願いしたいと思います。

学校給食の廃油について

関連して何点かお聞きします。

先般、公明党の高橋委員から学校給食等の廃油処理事業の御質問があったと思います。過去 2 年の本市の状況、それを含めて、周辺の札幌市を含めた市町村の状況などについて、調査していただければと思います。

（教育）学校給食課長

学校給食の施設から排出される廃油の関係でありますけれども、最近の経過について申し上げます。

平成18年度におきましては、産業廃棄物として委託業者へ処分を依頼してございました。排出量としては1万6,550リットル、処理料としては14万8,554円を支出いたしてございました。

それから、19年度におきましては、無料での引取りとなりましたが、前年度同様、産業廃棄物として処理の依頼をしてございました。排出量につきましては1万6,500リットル、処理料については無料であります。

他市の状況でありますけれども、昨年度の段階で、主に人口10万人以上都市など9市について状況を聞いた関係がございまして。その中では、産業廃棄物として手数料を支払い、処分をしているのが2市、それから業者へ同様に引渡しをしておりますが、無料としているのが6市、それから売払いをしていたのが1市、そのような状況でございました。

山田委員

さらに、この問題は、エコとか節約の観点からも、この廃油の再利用を行うことは我々の使命とも思っております。これは、一昨年から、廃油の処理方法、利用について私も聞いておりますが、特に今回、処理費用が無料になった、さらに、こういう部門は財政に寄与するものと思います。本当に15万円ほど節約できたということは、大変頼もしいことだと思います。

また、平成20年度、これがどのような推移をするのか、予算計上されるのか、またされていれば、入札方法や金額、さらに18年度からの削減効果が幾らになるのか、この辺をお聞かせ願います。

（教育）学校給食課長

今年度の状況でございますけれども、平成18年度、19年度という経過がございまして、社会状況がいろいろこうしたBDF（バイオディーゼル燃料）の製造でありますとか、そうした事業者が増えてきております。それで、またそれぞれの処理業者をはじめとしまして、複数の業者から有料引取りの話がございまして、廃油の適正処理を行っていただく、それから円滑に回収業務を行っていただくということを前提条件としまして、最終的に市の指名競争入札参加資格者名簿の登録業者2社による売払いにかかわる見積り合わせを行いまして、20年度につきましては、

売払い契約を締結するところでございます。売払いの単価につきましては、1リットル当たり33円でございます。

それから、その具体的な見込みということになりますと、今年度の排出量がおおむね前々年度、前年度と同様ということで想定をいたしますと、およそ1万6,000リットルということになります。まだ途中経過でございますので、これから排出量の変更は若干あるかもしれませんが、単価にそのリットル数を乗じますと、おおむね年間としては55万円ほどの金額になるものというふうに考えております。

山田委員

差引きというか、財政効果が大体55万円ということによろしいですね。

（教育）学校給食課長

先ほど経過で申し上げましたけれども、平成18年度におきましてはおよそ15万円の支出をしていた分がございまして、そうした部分に加えまして、今、申し上げましたような55万円ということであれば、そういった分も含めて効果を期待しているところであります。

山田委員

本当にそういう違う観点で、いろいろと鋭意努力をされている部分があると思います。まだまだ本市においては宝になる不要物が埋もれているかもしれません。さらなる財政再建に寄与されるよう、今後とも努力を、よろしく願います。

-----  
佐藤委員

観光圏整備事業について

それでは、代表質問をさせていただきましたけれども、観光客の宿泊旅行回数や滞在日数の拡大を目指して、長期の滞在型観光を促進する観光圏を形成するための観光圏整備事業について質問させていただきます。

まず、御答弁の中で、後志管内の複数の町村に対して、共同での取組を打診したようですけれども、どのような感触だったかお知らせください。

（総務）企画政策室長

電話をかけたのが私なものですから、答弁いたします。

観光圏整備事業ということで、北後志の5町村の担当者のほうに打診というか、話をいたしました。内容ですが、電話をしたときは全員ぼんやりとした感じでしたから、制度の内容について、要は法定準備会、法定協議会を設置しなければならないこと、それから地方公共団体が計画をつくらなければならないこと、それから法定協議会に入っている民間事業者が実施計画をつくって、ある程度の民間の負担というものもあるということを説明して、いかがなものかと、できるだけかという相談をしたところ、やはりかなりの金額の負担が民間事業者に発生するものですから、今すぐにはちょっと考えられないという感触でありました。

佐藤委員

やっとなり口にたどり着いたというところではないかと思っておりますけれども、御答弁では、北海道運輸局や後志支庁とも連携を図りながら管内の自治体の方々と意見交換の場を設けていただくとのことでしたけれども、これに向けての働きかけというのはどうなっているのでしょうか。

（産業港湾）観光振興室長

観光圏整備法の関係でございますけれども、本年5月23日に公布、7月23日に施行された状況であります。そういうこともございまして、この法を所管しています国土交通省におきましては、法の施行前、7月7日から14日の間に、全国の4か所、東京、福岡、大阪、そして札幌ということで、この法の内容について概要説明、それから補助事業の内容、それから参加される方々が持ってこられる疑問点の質疑・応答、こういって説明会を開催した。札幌市は7月14日に開催いたしました。担当していただきますのが国土交通省の最先機関であります北海道運輸局のほ

うから、小樽市そして後志管内の19町村に開催案内の連絡が来なかったという経緯がございます。そういうこともございまして、市長が、本会議で答弁申し上げたのは、本市のほうも後志支庁に対しまして、国が行ったのと同様の説明会を何とか開催していただけないかということでお願いしてきたところであります。それで、今週の月曜日に後志支庁から電話をいただきまして、本市も含めた管内の20市町村、そして法でも予想しています観光関連団体、観光関連事業者、それからNPO法人とか、農林漁業団体とか、そういうところを含めた形で説明会を開催しますという話が来ました。ただ、北海道運輸局と連携を図って開催することになりますので、詳細を今詰めている段階だということで、まだその開催日程は連絡が入っていないという状況です。

佐藤委員

できればぜひそこに参加していただいて、その内容を小樽市のためになるようなものとして持ち帰っていただきたいと思いますが、国土交通省のホームページには、8月ごろに公募が行われることになっていたようなのですが、観光圏整備事業としての今後のスケジュールというものがあれば、教えていただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室長

平成20年度事業につきましては、補助申請が8月1日から29日までということで、既に終了しまして、残念ながら本市としてはこの整備計画は実施できなかったということでございますけれども、翌21年度については、おおよそその話を伺っております。2月くらいに募集を開始するというようなことで、関連文書を受取っているところです。今回の8月29日までに申請されたものにつきましては、その中から、10月1日に観光庁の立ち上げということになっておりますので、その日をもって20年度事業は補助決定がされるということで聞いております。

佐藤委員

7月23日に施行された法律で、大変期間も短くて、説明会もなかったということですが、要するに小樽市の観光にとっては、それこそ集客という意味では長期滞在を考える一つの手法になるかと、私はそのように思いますので、ぜひこれに取り組んでいただきたいと思います。

それで、市長の御答弁の中にもさまざまな課題はあると思われましますが、洞爺湖町と連携した広域観光事業を実施したとのことであり、その効果には期待を寄せておられるようですので、今後ともぜひ継続して取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（産業港湾）観光振興室長

小樽市の観光課題の一つの中に、観光入り込み客に対する宿泊客数の割合というのが、近年どころか長きにわたって10パーセントまでいかない、8から9パーセントという現状がございますので、あくまでこの法律自体の目標が、国内外、ビジット・ジャパン・キャンペーンもございまして、外国からの旅客を含めた長期滞在型、ここでは2泊3日以上とは言っていますが、それを目指すものでありますので、連携の形が、後志支庁、後志管内との連携がいいのか、それとも市長が本会議で答弁を申し上げたとおり、教育旅行として後志の中の赤井川村とか、それから洞爺湖町とか、そういうところとの連携も図っておりますので、今後とも説明会を受けた中で、どういった連携がいいのか、効果的な取組を検討してまいりたいと考えております。

佐藤委員

ぜひ頑張ってくださいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

秋元委員

電光掲示板付自動販売機について

初めに、本年の第1回定例会に、災害に関連して質問させていただきまして、電光掲示板付の自動販売機につい

て、災害時に非常に有効な活躍をするというふうに期待されているものですから、ぜひ設置できないものかという話をさせていただきまして、その後、業者とは話を進めているというふうに伺っておりました。その後の進ちょく状況についてお聞きかせください。

（総務）黒澤主幹

本年第 1 回定例会で御提案がありました災害情報などを電光掲示板で表示する、いわゆる災害対応型自動販売機設置の進ちょく状況でございます。現在、本市と設置業者であるその飲料メーカーとの間で、災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定の締結に向けまして準備を進めておりまして、今月 30 日に締結を取り交わすという運びになっております。

秋元委員

9 月 30 日に締結するということですが、設置時期というのはまだわからないのですか。

（総務）黒澤主幹

自販機の設置につきましては、締結が 9 月 30 日でありますので、その場所によりますが、その前にできればと考えております。

秋元委員

今回、設置に向けた取組をしていただいて、設置が決まったという話でしたけれども、台数につきましては何台を予定しているのですか。

（総務）黒澤主幹

設置台数でございますけれども、まず小樽市庁舎別館 1 階市民ホール、また総合博物館の 2 か所の公共施設に加えまして、さらに中央バスの小樽駅前ターミナル、さらには新南樽市場などの民間の 6 か所、計 8 か所を新設、入替えを含めまして設置する予定でございます。

秋元委員

この件につきましては、第 1 回定例会で詳しく伺ったわけなのですが、運用する中で、災害の情報を発信できることや、市の状況、市政についても発信できるということで、どのような情報を流すのかというような話もさせていただきましたけれども、現段階で、災害についてどのような、例えば災害といっても火災なのか、それとも大きな地震なのか、台風とか、そういうような災害を想定しているのかということで、何か現時点で決まっていることがありますでしょうか。

（総務）黒澤主幹

電光掲示板に表示するメッセージでございますけれども、これはパソコンからの遠隔操作によります。日常的には、防災意識の啓発などを含めまして防災情報、さらに気象情報などを流す予定でございます。また、小樽市の地域情報や行政情報を日常的に流して発信してまいりたいと考えています。

災害や火災なのですが、これは災害や火災が発生した場合につきましては、その発生状況をタイムリーに発信できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

秋元委員

加えまして、例えば道内の斜里町では、自動販売機のその売上げの一部が町に寄附されるような話を伺ったのですが、小樽市ではその辺はどのようになっているのでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

今回、市民ホールに設置される電光掲示板付の自動販売機につきましては、委員のおっしゃるとおり、斜里町と同様に市に対して寄附されるという予定でございます。

秋元委員

寄附となる金額が、もしわかれば教えてください。

（建設）まちづくり推進課長

寄附額につきましては、飲料メーカーから聞いたところによりますと、設置する市町村ですとか、その設置する場所によって異なるというふうに聞いてございますけれども、今回設置される自動販売機につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に、販売 1 本につき 10 円の寄附がされるという協定を結ぶこととしております。

秋元委員

非常に喜ばしいことだというふうに思いますし、ぜひ市民の方に周知してほしいと思いますが、メーカーの名前が入っていますけれども、その辺はどうなのでしょう。

（総務）黒澤主幹

これは自動販売機を設置すれば、皆さんの目につくとは思いますが、こういう協定を結ぶということにつきましては、また広報なりで周知してまいりたいと思います。

秋元委員

引き続き、ぜひ災害に強いまちづくりのために活用していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

商業者への支援等の取組について

続きまして、代表質問の総合計画に関連して、商業関連の商品販売額の落ち込みの分析について伺ったわけなのですが、その中で、これまで努力されてきたことも伺いました。その上で何点が伺いたいのですが、市長から、今後とも商業者の皆さんと十分に話し合いをしていくという御答弁がございまして、この話し合いの場をどのように設けていくのか、もし今時点で考えていることが何かありましたら、お答えください。

（産業港湾）小山主幹

商業者の皆さんとの話し合いでございまして、これまで商店街が行うにぎわいを創出する事業、例えば市内の中心商店街が一体となって取り組んだ「小樽さくら祭り」、都通り商店街で行われた榎本武揚にちなんだイベント、さらに花園 3 丁目商店会が行いました「小樽キネマ」などにつきましては、事業の企画立案段階から、商業者の皆さんと事業の内容について検討を重ねてきました。そして、来ていただいた客にどのようにすれば満足して楽しんでいただけるのかにつきまして、互いに知恵を出して話し合ってきました。そのときには、私が直接その会議の会場のほうに足を運んで、皆さんといろいろ話し合いをさせていただきました。また、今後につきましても、機会があれば、商店街の求めに対して動いていきたいと考えております。

秋元委員

いろいろな取組をされてきた上で、私も一つ国の施策を提案させていただきましたけれども、例えば国ですとか、そういう融資制度の利用状況、こういう制度を利用して、こういう結果があったというようなことが何かありましたら教えてください。

あと例えば毎年、商工業の施策説明会を行っているというふうに聞きましたけれども、まずこの状況についてお答えください。

あと例えばそういう説明会の後に相談があれば、その相談の内容ですとか、またその内容を受けましてこういうふうに解決してきたというような何か具体的な例がありましたら、紹介してください。

（産業港湾）産業振興課長

まず、最初の御質問でございまして、国の制度、融資制度ですとか、支援制度などを使ってどういう成功事例などがあるのかというようなお尋ねでございまして、近年の例で説明申し上げますと、経済産業省が地域の資源を活用した事業を支援するというので、上限 3,000 万円の補助金が受けられる、あるいは減税が受けられる中小企業地域資源活用プログラムというメニューを平成 18 年度から施行してございます。これにつきましては、

私どもの施策説明会などを通じて PR をさせていただきましただけでも、市内の酒造メーカー、それからガラス製造工場が国のほうに事業計画を提出いたしまして、中小企業庁のほうからこれの採択を受けまして新商品開発に取りつたというところでございます。まだ期間が 3 年ございまして、現在は試作品をつくっている最中でございますので、結果としてはこれから出てくるとは思いますけれども、基本的にはそういった国の制度を使いながら新商品の開発に取り組んでいくということで、これは成功事例ではないかというふうに把握をしているところでございます。

それから、もう一つにつきましては、市の融資制度の利用状況についての傾向ということでお尋ねがあったかと思えます。私ども、市の融資制度といたしましては、中小企業向けとして現在、マルチ資金をはじめ五つの制度資金というものを持っているところでございます。大きく分けると、運転資金それから設備資金というふうに分けられますけれども、近年の経済状況を反映して、どちらかというよりはやはり設備系の資金の利用件数というのが減ってきて、マルチ資金のような運転資金の利用が非常に多くなってきておりまして、これも例えばそのマルチ資金で申し上げますと、融資の上限というのが 10 年間になっているのですけれども、そのうち、19 年度の利用件数は 171 件ございました。このうち、1 年未満の利用というのが 84 件、それから 2 年未満というのが 40 件ということで、171 件のうち 124 件が 2 年未満ということで、どちらかという、つなぎ資金として利用されるということです。

これの成果としましては、どちらかという企業の成功事例というよりも、企業経営の維持というようなことで利用されているような状況になってございます。ただ、若干ですけれども設備系資金の利用もございまして、近年で申し上げますと、製菓会社あるいはそれから立体駐車場の経営者が私どもの設備系の資金を利用して、それぞれの施設を取得されたという例がございます。

秋元委員

やはり私たちもいろいろなところに出向く機会がありまして、中小企業やさまざまな方々からいろいろと景気のお話とか経済のお話をされて、相談されるわけなのですけれども、今回、代表質問でもお聞きしましたけれども、ぜひ市としても、制度融資を活用し必要な支援をするなど、もっと小樽市経済が活性化されるような取組をお願いしたいというふうに思います。

この部分の最後になりますけれども、にぎわいのある商店街や魅力ある商店をつくっていくという取組に対して必要な支援を行っていくという答弁をされまして、実際、私も先日、商店街の方々といろいろと対話をさせていただく中で、やはりいろいろな問題を抱えているとお聞きしております。例えば高齢化が進む商店街ですと、若い人がいなくてどんどん寂れていく商店街をどうやって振興させていくか、盛り上げていくかというのは非常に悩まされているところなのですが、なにせその若い方がいないので、本当に頭、体を使って動く方が少ないという御相談をいただきました。その中でも、にぎわいのある商店街や魅力ある個店づくりの取組への支援をするという御答弁をいただきまして、お金の部分だけではなくて、こういう高齢化が進んでいる商店街に対してどのような支援をしていく考えがあるのか、その辺について、もし今の時点でありましたらお答えください。

（産業港湾）小山主幹

高齢化が進む商店街でございますけれども、確かに私も今年の 4 月から商業振興担当主幹となっているいろいろなイベントに携わらせていただきました。それで、イベントを実際に動かしているというのは、高齢化が進んでいる中でもやはり比較的若い方がいて、それ以外は、どちらかというよりはやはりその若い方の後についていくというのが見受けられる、それが私の印象でございます。

それで、今回も基本構想の中に、これからの人材育成について一文書いておりますけれども、今後、若い方の育成といいますか、そういう経営者の育成に市としても何らかの助成ができるか、検討していきたいと考えております。

産業港湾部長

今、小山主幹が申しあげましたけれども、これまで小樽市としての商業振興策は、ハード面、ソフト面を通じてこの10年来、相当やってきております。この間、やはり商店街、あるいは商店の皆様も一定程度やり尽くしたという感もありますし、それからまた周りのこの環境が非常に変わってきて、大変だという実感もますます強くなってきているわけなのです。当時と比べて、やはり財政的な事情というのは市も商店街も同じでございまして、その中からやはりどうやって知恵を出してやっていくかというのがこれからの大きな課題だと思っています。ハード整備も商店街はそうそうできるものではございませんし、私どもは、それよりもやはりソフト面で知恵を出して、いろいろな形の中で私ども職員が商業者や、あるいは商店街とのつなぎ役となって、十分に活躍できる部分はまだまだ残っておりますから、そういった意味ではいろいろその話し合いを重ねて、知恵を出し合って、そしてできるだけ本当ににぎわいのあるようなまちづくりといえますか、商店街づくりを目指していきたいと、このように考えております。

秋元委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

学校適正配置計画について

続きまして、教育に関連しまして、先日、学校適正配置についての質問をさせていただきまして、途中で終わってしまいましたので、お伺ひしたいと思います。

学校適正配置の地域懇談会から始まって、地区の実施計画が出されまして、その場で統廃合を行う各学校の名前ははっきりするという先日の御答弁だったのですけれども、前回、小中学校の統廃合を行った際のその期間を教えたいのですが、前回の統廃合された小中学校が具体的に、どこの学校と名前が挙がって、実際に統廃合されるまでどのぐらいかかったのかという期間を教えてください。

（教育）山村主幹

学校の規模・配置の適正化にかかわる今までの経過ということで話させていただきます。

まず、小学校と中学校ということで、平成11年12月に中学校適正配置計画実施計画案を教育委員会で策定いたしました。その後、地域説明会などを開催いたしまして、12年8月にその「案」をとって、教育委員会で実施計画を策定したということでありまして、その後、13年4月に中学校の適正配置を実施したということでありまして、

それから、小学校に関しましては、その後、16年10月に小学校適正配置計画実施計画案を教育委員会で策定いたしました。その後、地域説明会の開催を続けていきまして、17年9月にその実施計画案を取り下げて、あわせて堺小学校の統廃合を決定したということでありまして、18年3月に堺小学校を閉校いたしました。こういう経過になっております。

秋元委員

やはり結構時間がかかるものだというふうに思うのですけれども、今回、耐震化の話も出てきていまして、平成18年6月開催の総務常任委員会に提出された耐震化優先度調査でも、松ヶ枝中学校が一番優先的に耐震化を進めなければいけないという学校として名前が挙がっていました。例えば中学校でも実施計画案を出してから2年弱かかっていますし、小学校でも2年ぐらいかかっているわけですから、今から逆算しても、今回も地区の実施計画案を出して、例えば2年近くかかるとすれば、国で示しているこの耐震補強の補助率がかさ上げとなる対象期間から外れてしまうのではないかという懸念をするのですけれども、この辺はどのようにお考えですか。

（教育）総務管理課長

今回の耐震補強に関する補助率のかさ上げにつきましては、委員がおっしゃるように、平成22年度までということでの時限立法ということになっておりますものから、私どものほうとしましては、「基本的な考え方」には学校配置の適正化というものを耐震化と同時に進めていくということを示させていただいておりますけれども、現状

では、22年度末までの時限立法でございますので、そういったことも現在視野に入れて、こういった形で進めていくかということでは考えてございます。

秋元委員

しかし、例えば来年度に実施計画が出たとして、2年たつとこの国の期間から外れてしまうので間に合いませんね。そうすると耐震化の工事はできないのではないかとということなのです。だから、要するになるべく早めにこの実施計画案を出して、校名は明らかにした上で議論を早く進めなければならないのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

教育部川田次長

適正配置とその耐震化の絡みでありますけれども、今回の7月に行いました地域懇談会においても、この学校の耐震化については結構御意見が出てございました。そういったことを我々は今回、三つの観点ということで学校の耐震化も出したわけですが、その中でも御意見があるということとあわせて、今お話にありましたように、国の法改正は平成22年度までということでもありますので、懇談会のそういった御意見とあわせて、やはり22年度までにできれば有利な国の補助を活用していきたいという思いもございますので、そういった中で、今、我々としても検討していきたいというふうに思っています。

教育部長

今、次長からも申し上げましたけれども、実は明日の総務常任委員会の中で、平成18年に一度は示しました耐震化優先度調査の一覧を、一部訂正させていただかなければならない部分がございます。何度も繰り返しになりますけれども、適正配置計画ができてから耐震化を進めるというわけにはいかないわけですから、明日の総務常任委員会の中で、この訂正も含めて耐震診断の取組について教育委員会としての一定の考え方を示させていただきたいというふうに思っております。

秋元委員

それでは、明日の常任委員会の報告を聞きたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時14分

再開 午後 4 時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号、第 3 号及び第29号は否決の討論を行います。

議案第 1 号、一般会計補正予算には、来年10月から公的年金から市民税を天引きするための電算システム改修事業費が含まれています。公的年金からの天引きは、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料と次々と行われ、市民の不満、不安は大変大きいものがあります。払わなければならないものであっても、本人の了解もなしに年金からの天引きは納得がいかないし、1円でも残れば天引きというのは過酷です。

しかも、公的年金控除の縮小、老齢控除の廃止、定率減税の廃止により、各保険料の引上げで、65歳以上の市民

は雪だるま式に負担が増えました。年金からの天引きは、これに追い打ちをかける高齢者いじめとしか言いようがありません。国民健康保険料の年金からの天引きは不服申立てができますけれども、市民税の場合は不服申立てを認める可能性は低いということですから、いや応なしです。

システム改修に係る財源は交付税措置されるといっても、金額が幾ら充てられるのかも不明ですから、小樽市の負担になりかねません。このような制度、やり方を認めるわけにはいきません。

議案第 3 号は、国民健康保険事業特別会計補正予算です。後期高齢者医療制度導入に伴う国保のシステム改修経費増額分が含まれています。国民健康保険料は、10月から年金からの天引きとなりますが、国民の批判を浴びて、口座振替でもよいことになり、そのためのシステム改修費です。小樽市は、特別徴収対象1,766件のうち口座振替は、9月24日現在354件ということです。

政府は、後期高齢者医療制度にしても、国保の特別対策にしても、国民批判を受けるたびに變更せざるを得なくなり、そのたびに市の担当者も大変な思いをされていると思います。システム改修費についても、特別調整交付金のメニューに含める方向で検討しているというものの、決定はしておりません。この際、年金からの天引きもやめるべきです。

また、前年度繰上充用金が3,485万9,000円減額補正されました。しかし、小樽市の保険料は、所得の15パーセントと、大変重い負担です。高い保険料の徴収で、赤字解消を図っていることは認められません。

次に、議案第29号は第 6 次小樽市総合計画基本構想ですが、スタートの小樽市総合計画と、次の「市民と歩む 21 世紀プラン」における人口、商業販売額、工業出荷額などの総合計画指標、その他の統計指標の推移では、ほとんどの項目で実績は目標を下回っています。唯一、石狩湾新港の貨物取扱量は1,150パーセントとけた違い、その一方で小樽港は59パーセント、小樽港の衰退はこの数字に表れています。この間、国策による景気浮揚対策で、建設事業拡大の押しつけによる起債の拡大、その後の小泉構造改革、三位一体改革で地方交付税の大幅削減、社会保障の改悪などにより市経済も後退、低迷し、人口が減り、市税収入の落ち込みで市財政も大変な厳しさを余儀なくされていることなど、国の悪政による地方自治体いじめはわかる場所もありますが、しかしそれを市民に覆いかぶせるのは認められないものです。

第 6 次の総合計画は、こうした前 2 回の総合計画の反省はあまり見られず、人口目標も立てられず、実施計画を立てても、新年度は財政健全化計画の進ちょく状況を見てからというのでは、絵にかいたもちになりかねません。こうした基本構想には賛成できないものです。

以上、詳しくは本会議で述べます。

なお、他会派の皆さんに申し上げます。賛成なら賛成の討論をぜひ行っていただきたいと思います。以上で終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第 1 号、第 3 号及び第 29 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも斎藤博行副委員長をはじめ、委員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。